

192  
55

故實安齋隨筆

自二十九  
至三十二





安齋隨筆廿九の巻目次

ムダ事

焼繪

江戸奉公人出代

日月蝕の時包御殿

道喜獻御朝物

阿四郎人の噂に云ふ

神無月神在月

兼好法師

日本紀神代卷

御繪

洗革

かやきの事

富満御枕

ウタフと云ふ鳥

塞翁

唐草

本三位中將重衡

鉢叩の歌

メグリ

浦島子

中將姫

名の上に冠三悪字

幻術

瘡瘡血症

九月十三夜翫月

袖たい松

尾花粥

釵子

六夢

知行幾貫

人才

子タバ

打身の薬法

日蝕月蝕

山國

文安御即位調度の圖

佛

古代の銚子

理

安齋隨筆三十の巻目次

保侶

眉尖刀

天平革

額を四角にせし事

首級

矢羽

鞘

扇子流の繪

淨瑠璃十二段作者

なめり革

鍔

泔坏同臺の圖

市女笠

うつぼにさしかへすと云ふ事

鏡に胴と云ふ事

鋒矢

今川家赤どり引綱

見聞紋畫奥書

うつぼに矢かしらなます事

鞍の居木に作る木

火矢

正平革

田樂法師

いんち籠

胡蝶





古の肩衣	鹿笛の圖	鞍しはる眞行草の圖	鬪馬	結納の歌
私燕	教經の金磁頭	彈弓	當時の乗物	鹿垣
昔の腰障子	鳥の羽の事	鐵炮の火蓋	疊の縁	昔の太刀身
刀の疵の名	天下の三腰	チヰミモノ	鞍馬鉾	具足下小袖
着込	腹巻の脊板	總角の尺	胴丸	杏葉の板
鳩尾の板	あふ付	田地一反	京間	半弓の握皮
千旦の板	櫛の木	白鹽焗	太刀の鞘渡り卷	陣羽織
鎧の大袖金物	馬をしづむる	かぶとの四天	なめり革	覽宮
はやにべ	淺黄色	着込	鞭	甲をぬくびにきる
利滿弓(同圖)	伊勢御神寶	頼光の旗	爲朝の冑	九條院
刀に樋をかく事	太鼓の鉦	貝の圖	八條院馬齒	鞍の作しぱり
水呑の緒	爪無鉦	口取なしに馬に乗る	海驢	雨障子
朔日十五日廿八日御禮	幕の乳	うちくもりの紙	ひやうこ付と云ふ事	障泥
朱印	魚の主人のひれ	漆皮	時の數	秩父が高衡の太刀
細長	夏越の祓	馬を引くにもろ口のり口	しやくま付	寅の字
抹額	鑑の保呂付の穴	馬の乗すまひ	半首	面頬
山鳩色	タラシ	田の毛見	寮小便の藥	葎藤

安齋隨筆卅一の卷目次

刀劔折紙	永樂錢	錢九十六文	稻一束	代の事
八道行成	榊の事	田地石盛	三方ヶ原御合戦	馬の藥
結馬に大妙	金座由來	大判	大佛判	小判
壹分判	續日本紀	本多家來の歌	人魂	米穀一石
弦卷	シヨモシ	ゴクノエ	義經の小手	唐弓
馬の口切りたる治藥	長卷	ゆがけの緒留	駒の乗込	金子の名
保田家の紋	釘のぬき様	くつわの立聞の輪の用	テリアカ	和尙
雨皮形宮	かゝみはいたて	あらしようや引か	日本一のかうの者	こさんなれと云ふ詞
禪家七堂	眞言七堂	七堂伽蘭	唐様七堂	鎧を着る事
辨當	挾箱挾板	陣小屋取置		
肩衣	火を持様	酒を持様	湯を早くわかす法	矢の羽くさひ
弓ひたい木	拵弓鏑藤卷様	浮くつ	鹽焗	硫黄
鹽焗の鹽氣	硫黄拵様	シトの事	石臼の仕懸様	樽族戸
蝦夷毒矢	浮世袋	俵目貫	分銅鐔	ふし汁
猿樂謠の字數	昆布	平箭篠矢がらみ	うたひ物の事	朗詠



和歌披講	詩にふしつくる事	唐土歴代	經書	四書
五經	六經	十三經	論語	大學中庸
孟子	左傳	穀梁傳	公羊傳	詩經
尙書	周易	春秋	廿一史	子類
集類	新註古註	學文の派	朱子學	陽明學
山崎派	新	笏	散樂	恩澤
饑	矢入の矢	神代の矛	馬に咬れたる藥	甲の緒
鳴弦	靱負	蘆菴	胡床	鞍馬
稻荷神社	赤幡	勘當	矢三十具	鞍轡
金鎊刀	領巾	作大桶及鞆	繪于旗幟	司馬法の語
掖玖貝	弩	拋石	白膠木	ヨロヒの訓
健兒	一人當千	額	桃染布	年忌月忌
手	瓦舍	石垣	幕	箭筈
大角小角	暗號	草名異名	諒闇時女房裝束	稱唯
有穴帶稱風切	保元平治物語	本朝諸國圖牒	朗詠集註	具足
漆器の平文	製刀日時	殿の三位	眞桑瓜	作鞍短
せじやう	檢使知るべき事	何阿彌	馬毛	字

安齋隨筆卅二の卷目次

漆紗冠	衣服有欄圭冠	給送位記	拍手	雙六禁斷
令一部廿卷	母衣	鎧最上形	閏六月祓	五部書
應帝亞革	ボタン	雨衣(カツバ)	毒消の藥のウニコウル	ミイラ
馬	サントメ島	本科眼科外科		
進新	たばこ	穢多	昆明池の障子	ヒ、ナアンヒ
たつか弓	鷄餅	舜天王	重金丸	步障
三所籐弓	帳臺塗籠	上下一引の事	案内の事	鳥呼
をかし	煙草	八的	助語辭の事	春日祭
菅丞相	右京進打の鞍	伊達風流	慶安といふ事	ぬか味噌
ためし鎧	塚和氏	男子染齒	名甲の事	甲の立物

(以上目次畢)



安齋隨筆卷之二十九

ムダ事 俗書に無益の事をムダ事といふはもとはムナ事なりナとタと音相通なりムナシゴトを略してムナ事といひムナ事轉じてムダ事といふなり古き詞に人の乘らざるから車をムナ車といふもむなしき車なり俗言にいはムナ車なりムナは空の字俗語にはムダとよむべし(俗語の本を知れば古今雅俗に通達するなり)

蠻繪 古書に褐衣などの紋或は調度の文などに蠻繪といふ事みえたり禁秘抄に(清涼殿篇)云く蠻繪の御厨子云云云壺井義知が傍註蠻當作盤丸き文にして其文不定といへり貞丈云く中古以來の書は字義に不拘して音訓に同じければ彼を是に借りてあて字に用ひたる例多し行器を外居と書き圖を孔子と書く事などあり蠻繪も本は盤繪なれども蠻の字をあて字に借り用ひしなり盤の字小補韻會に蒲沿切蜀江三峽中水波圖打者名曰盤

と然れば盤と云ふは圓くめぐる事なり又たらひを盤と云ふ是も其の形圓きなり依之まろき文を盤繪といふなりたとへば鴛鴦の丸鳳凰の丸獅子の丸龍の丸などの類をいふなり又活物のみに限らず梅の丸菊の丸草木花葉を盤繪に用ふる事あるべし

唐草 からくさとして物の文に畫くは草の蔓のからみたる體にてからみ草と云ふ事なり唐土の草といふ事にはあらずからくさといふ字は蔓草の二字を用ふべき事なるに其の詞につきて唐の字をあて字に用ひ來れるなり此の類多し

疱瘡血症 或小兒疱瘡發して吐血す家人大に驚く衆醫手を束ねて如何ともする事なし一醫酒を飲ましむ吐血止む予が孫三人一度に疱瘡發出づ何事もなし又或小兒疱瘡發して吐血す是も何事もなし按ずるに熱に乗じ



て痘の毒血妄動して上下より溢れ出づるなり其の本毒血なる故血いづとも害ある事なし人の驚き愛ふべき事なる故是を記す疑ふ事勿れ

チタバミ云ふ字 刀劔の快く切る、爲に刃を磨き研ぐをチタバを合すると云ふチタバは乘の字にてイチタバとよむを上略してチタバと云ふなり小補韻會に乗補永切説文禾束也とあり禾束は稻を束ねたるなり稻の葉を繩にてたばねてそれにて刀の刃を研げば能く切る、なり武人の云く藁にてチタバを合せたるも切れかぬる事もあり砥石ほどの平なる木を紙十枚ばかり厚くさせて兩方を細繩にて結びて刀を砥石にて研ぐ如くしてチタバを合すべし是にては骨快く切れずと云ふ事なしは大秘事なりとて傳へ教へたりき如斯して切り試みたる人の教なり或は藁或は紙にてチタバを合すれば快く切る、事其の理は測りしらす奇妙なり草箒にて庖丁刀のチタバを合せて大なる梅干を切るに核どもにさる、も同じ類なり物の性に依るなり

焼繪 今物語に云くやむ事なき人の許に今まわりのさぶらひ出来にけりやきるをぞた、するよし聞えければ前によびて檀紙にやきるをせさせけるに何をかやき侍るべきと云ひげれば水にをしをやけといはれけるに打うなづき「水にはをしをいかやくべき」とくちさみけるをあるじ聞きとがめて同じくは一首になせといはれければいかしこまりて「波のうつ岩より火をば出だすとも」といへりければみなほめにけり○貞丈云く焼繪をする様は炭火の上にある白灰を取りて硯墨に交へて繪にても文字にても書きてかわかして紙捻の先に火を付けて彼の繪又は文字の所に火をつくれれば火の墨を傳へ焼け行きて彫りたる如くなるなり○又源平盛衰記(卷四十三源平侍遠矢の條)三浦義盛十三束二つ伏の白篋の山鳥の尾を以て矯めたりけるを羽本一寸ばかり置きて三浦小太郎義盛と焼繪したりけるとあれば矢險に文字を焼繪したるなり

念なる時はわら草履にてチタバを合するなり

洗革

俗説に洗革と云ふは水に藥を入れて革の強らぬ様に洗ひたるを洗革と云ふ則ち白く和らかにもみたる革の事なりといふは誤りなり今世はそれを洗革とも云ふべけれど古書に洗革とあるは其の白きおし革の事には非ずうす紅に染めたるおし革の事なり(革の字オシカハとよむなりかんなにて削りてうすくして和らかなるをおしかはといふなり)革と云ふものは藥を入れても水付けば必ずこはくなるものなり和らかなるが洗革ならば何色の革にてもみな洗革なるべきや白き革のみに限るべからず俗説用ふるに足らず笑ふべき事なり夫洗革と云ふは薄紅に染めたるおし革なりと云ふ證據は保元物語の異本に義朝幼少の弟共被誅條に云く三人の君達各西に向つて手を合せ拜禮しけるぞあはれなる是を見て五十餘人の兵も皆袖をぞぬらしける其の中にも波多野が耕威の鎧の袖は洗革にやなりぬらむとみえたり(此の文印板の本にはなし)是は泣く涙にて耕威の袖を洗ひはがして色うすくなるべしといふ意なり是うす紅の革を洗革と云ふべし如斯いひたるなり公家衆の白傘袋沓などを持つ役人の着る布の狩衣をうす紅に染めたるを退紅と云ふ(退紅といふに赤黒ともあり眞の退紅に非ず)退紅と云ふはクレナカヤシソクとよむなり紅の色を洗ひ退けたる意なり退紅の二字をアラゾメともよむはアラヒゾメの畧語なり薄紅の革を洗革と云ふも是と同意なり退紅の名は江家次第延喜式の縫殿寮式其の外古記裝束抄等に見えたり日本紀天智天皇六年の紀に桃花布とあり衣服令に桃花衫とあり彈正式に桃花布衫とあり萬葉集に桃花褐とあり是らみなアラゾメとよみ來れり桃の花の色はうす紅なるか故に紅の色を洗ひ退けたる意にてアラヒゾメと云ふべきを畧してアラゾメと云ふ也又西宮記に相撲御覽の日相撲の長并に立合等着洗染布袍云云此の文を江家次第には相撲長左右二人退紅袍と記したり此の文を以てアラゾメは洗染の畧語なるを知り洗染と云ふは則ち退紅なる事をするべし又江次第に荒染と書きたる所もあり是はアラゾメと云ふ詞につきて荒の字の訓



を假りてあて字に用ひたるなり右アラジメの義を以て洗革の事を知るべし今世の人多く右の故實をしらず洗革の事をわきまへざる故さま／＼妄説をいふなり

**本三位中將重衡** 平家物語にあり本三位と云ふ事を滋野井殿の門弟橋嘉樹云く中將の相當四位なり然るに三位中將二人ある時上臈を本三位と稱し下臈を新三位と稱す三人ある時は本三位中將三位中將新三位中將といふなりと

**九月十三夜翫月**

中右記に云く保延三年九月十三日今宵雲淨月明是寛平法皇明月無雙之由被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>云云

仍我朝以<sub>二</sub>九月十三夜<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>明月之夜<sub>一</sub>○躬恒家集に云くせいれう殿の南のつまみかわ水めぐりいたり延喜十九年九月十三夜そのえむせさせ給へりその心のたいあり(下略)「百敷の大宮ながら八十島も見るこゝちなる秋のよの月」○貞丈按するに躬恒家集にいへるは禁中にて九月十三夜の月の宴せさせ給ひしなり中右記にいへるは院中にて九月十三夜の月を翫び給ひしなり中右記には年號幾年と云ふ事をいはず是れ延喜十九年同日の事なるべきか院の仰にて禁中にも同じく月を翫び給ひしか禁中にて月を翫び給ふによりて院中にも同じくもて遊び給ひしか同夜のことなるべきにや寛平法皇は宇多天皇の御事なり宇多天皇は寛平九年丁巳七月三日に御位を醍醐天皇にゆづらせ給ひしなり延喜十九年は醍醐天皇の御代には寛平法皇御存生の時なり

**打身の藥法**

打身にて痛むには牛糞を日に乾して布に包み熱湯に浸して其の包みたる牛糞にて痛處を蒸すべし甚だ奇妙なり乾きたる牛糞甚だ香しきものなり糞臭くなしと或人いへり天竺にては牛糞を焚物にして佛に供するよし法華珠林に見えたり

**江戸奉公人出代りの事**

三月五日出代るなり其の前には二月五日に出替りしが明暦二年丁酉正月十八

日江戸大火によりて其の年三月五日に出代すべきよし被<sub>レ</sub>仰渡松平伊豆守殿申渡候なりそれより毎年三月五日になりしなり武藏燈と云ふ草紙其の外其の頃の記に見えたり

**かつきの事** 江戸にてもありしなり昔若間八三郎と云ふ十八歳の浪人ありて松平伊豆守殿をねらひ女になりてかつきを着し故それより關東かつき法度なり

**鉢叩のうた** 諸法實相と聞くときは岑の嵐も法の聲萬法一如とくわんすればはまの蟻蟻も佛なり佛は三世にましませどかゝるひぐわんはたのみなしひぐわんきやうじゆの釋迦だにもねはんの雲にかくれますましてや凡夫のおろかではいかで無常をのがるべき無常まなこの前に來て火宅を出よとすゝむれど名利の心がつよければ聞きておそろく人もなし人は男女にわかれども赤白二つに分かれて生ずる時もたゞひとり死するやみ路に友もなし東岱前後の夕けふり北暮朝露の草のつゆおくれ先たつよのならひ只何事も夢ぞかし

唱ふれば佛も我もなかりけりなむあみた佛く

空也上人の御法事

右は南禪寺普明國師の作

**袖たいまつ** 硫黄(八匁) 韋腦(五匁) タンハン(三匁) 寶石(八匁) 唐ノ土(三匁) 右胡麻油にて木綿切れのいかにも古きにぬり櫻の木こまかに割きて是に巻きつけ長さ四五寸の松明にして袖に入れて持つなりさて用ふる時火の付く事早くしてしかも一寸一里をとますべし

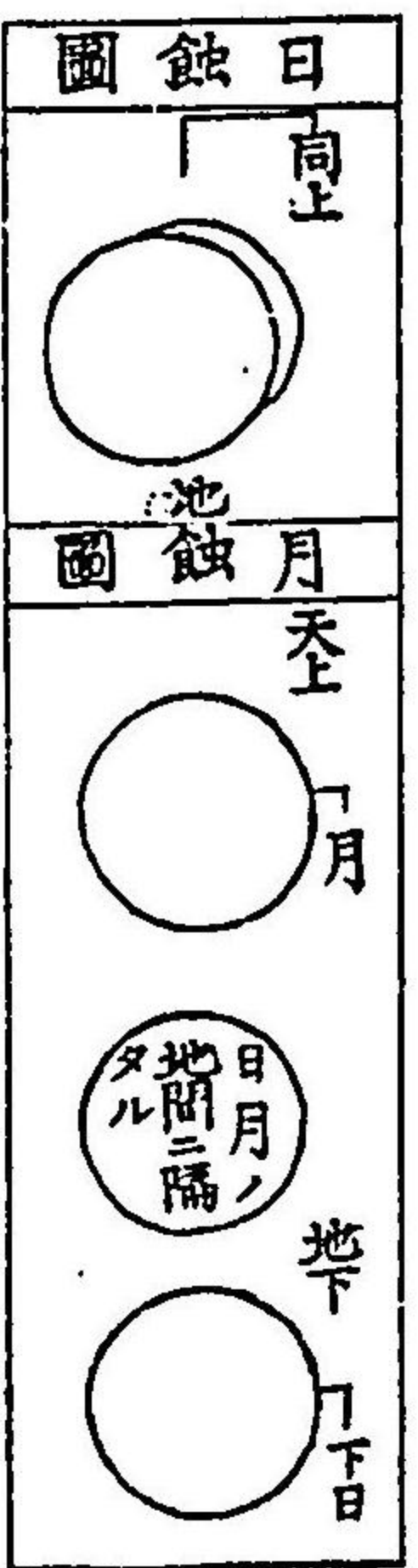
**日蝕月蝕の事**

教童曆談(天文七西川森齋書)云く日蝕は必ず朔日にあり月蝕は必ず十五日又は十六日

或は十四日にある時もあり日蝕は日輪の正下月輪めぐり違ぬる時月の體上なる日の體を蔽ひ障りて日光をへだて暫時日光明を失ふなり月蝕は日月正面に對して正しく向ふ時は其中間の大地の影晴月の體に障りて月光を遮る故に月體暗黒となりて蝕せり何れも定數ありて算考すと云云○貞丈云く日輪の正下に月輪めぐり逢ふとは日



の下に月は重なるなり月は光りなき物にて日の光をうけて光るなり其の光なき月か日の下にめぐり合ふ故日の光りをへだつるなり○月蝕は日月正面に對して向ふとは月は天にあり日は地の下にめぐりて日と月と正面に向ひ合ふに中に大地がありて日の光をへだつるなり月は日の光りをうけて光ものなるに大地に隔てられて月が日の光を受くる事ならぬ故蝕するなり○月日の形は圓き物の如しひらたき物にあらず日は火の精なる故光あり月は水の精なる故光なし日の光を受けて光る日月十分に對すれば十分に蝕す少し對すれば少し蝕す押して知るべし左の圖貞丈作



**日月蝕の時包御殿** 今世年中行事に云く何月にも當蝕時掃部頭調進之筵薦を以て極薦并女孀等常御殿を奉養了て撤之古來は蝕の時常の御殿みな包み給ふなり近代は蝕にあたる方の柱を包むばかりなり極薦の役  
**菖蒲御枕** 又云く五月五日自新藏人獻之菖蒲を一尺程に折返くまげてとも菖蒲にてく、り常の枕の如き物なり  
**メグリ** 又云く六月土用に入供御巡櫃司より初中後三度供之御巡は團子也白きは杉原紙入青きはヌカコノ葉を入茄子胡瓜なり○貞丈云く京都の俗説に云く夏土用にめぐりを食すれば疫病をやますといふまじなひなり粳米の粉を山の芋の葉の青汁にてこねて杉原の紙を小刀にて削りて綿の如くなりたるを一つにこね交へて丸

めて小さく細くして握りて指の跡をつけてそれをゆで、味噌汁にて煮る茄子などをに入れて一つに煮て食ふなり  
**尾花粥** 又云く八月朔日供<sup>ナナ</sup>蕪粥<sup>ナナ</sup>自<sup>ナナ</sup>櫃司<sup>ナナ</sup>供<sup>ナナ</sup>之<sup>ナナ</sup>をばなはす、きの花なり馬の尾に似たる故尾花と云ふ尾花を黒焼にして粥の中へ交ふるなり是亦疫病のまじなひなりといふ(信州諏訪のミサ山の祭りよりおこると云ふ)  
**山國** 又云く節分大豆拍事常御殿勾當内侍御厨子所山國(仕丁頭也)對屋御清所仕丁頭拍之○貞丈云く山國は禁裏御領所丹波國山國と云ふ所の農民上京して禁中に勤仕する仕丁の頭なりと云ふ上古禁中にて節分に大豆打つ事はなかりしなり古書に見えず近代此の事あり今は民間の風俗の禁中に移りたる事間々有之されば古書にて考へてはしれざる事間々有之  
**道喜獻御朝物** 又云く正月元日御朝物毎朝川端道喜より上る小豆餅三ツキナコ餅二ツ奈良漬香物ニキレ土器にもり獻上之○貞丈云く此の事古代は無之事なりもし永祿以來戰國の時などよりの例か其の頃は朝夕の供御もなく町人より進上せしとぞ其の時より町人に官位をたまはる事は始まりたりと申し傳へたり  
**ヘツイ** かまごを俗にヘツイと云ふ田舎詞には非ず古代にもヘツイ殿と云ひしなり清少納言枕草紙にもヘツイとあり神樂歌にもヘツイと云ふ禁秘抄に竈神とあるもヘツイドノなり内裏の内膳司の内に御竈神三坐あり平野神忌火神庭火神此の三神をすべて御竈神と云ひ又ヘツイドノと云ふなり世俗三寶荒神と云ふは右の三神に非ず荒神は佛家にあり佛家にも荒神は元は竈神に非ずと云へり其の事は真俗佛事編に見えたり  
**浦島子** 日本書紀雄略天皇紀并に日本後紀十七淳和天皇紀にもみえたり貞丈按するに日本紀には丹波とあり日本後紀には丹後とあり雄略の朝にはいまだ丹波を割きて丹後とせず和銅六年に丹波を割きて丹後を置かれたり和名抄丹後に與謝郡あり又云く俗に浦島太郎といふは非なり古書にはみな浦島が子とのみあり



釵子<sup>イシ</sup> 是は宮女の髻の飾なり字音サイシなり今世の詞にオンヤシと云ふは即ち御釵子なりサイシの轉語なり玉簪に釵は婦人岐笄也とあり紫式部日記に薄もの、うはきかどりのもから衣サイシさして白きもとゆひしたり又云く御まかなひ宰相の君さすきとりつぐ女房もサイシもとゆひなごしたり○貞丈云く女房式正の時は垂髪して頂の上に髪を瘤の如く束ねて是をカブと名づく其のカブに釵子をさすなり別に鬪あり如斯するを髪あげと云ふ

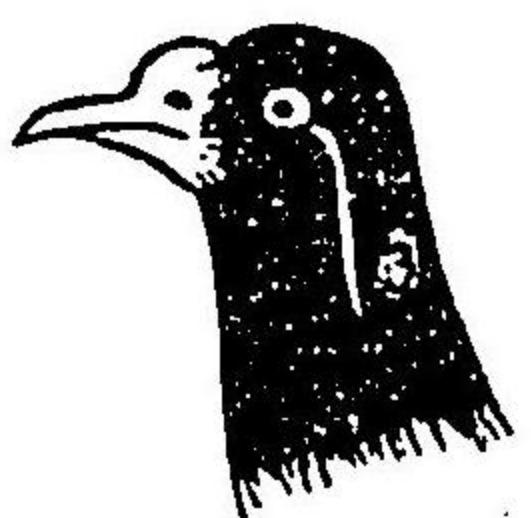
文安御即位調度圖 此の書一卷あり或曰く文安年中即位は無之其の書の終に文安元年正月令書寫了藤原光忠とあり是れに依りて後人誤りて文安御即位圖と題號をかきたるならん其の書の中に太極殿の事あり太極殿は治承元年に焼亡して後再興なし其の圖は治承已前の古圖なりそれを文安元年に光忠といふ人傳寫したるものなるべしと云云○貞丈云く此の説確論なり然れば題號の文安の二字をば削り去りて可なり

阿蘭陀人の咄にハルシヤの馬良馬のよし 阿蘭陀人語りしは天地の間に良馬の出づる國は日本とハルシヤ國より外にはなしとぞ白石の書に見えたりさればにや享保年中將軍家の台命に依りてハルシヤの馬渡り來り御厩に飼ひおかれ其の後下總國小金の牧に放されて駒出生しけるをハルシヤタ子と世に云ひ習はしき其の後も亦二度渡り來りけるとぞ亦今安永七年戊戌十一月長崎奉行拓植長門守參府の節ハルシヤの馬二疋獻上今日江戸へ到着せり一疋は栗毛其の長五尺五寸五分是は内櫻田御厩に飼ひおかる諏訪部文九郎預之馬の年五歳なり是れは日本の飼方にて日本の乗方に乗り込むとなり一疋は星鹿毛其の長五尺五寸三分和田倉御厩に飼ひおかる齋藤三右衛門預之馬の年六歳なりこれは阿蘭陀の飼方にてをらむだの乗方に乗り込むとなり三右衛門が父三左衛門は享保年中阿蘭陀の馬乗ケイヅルといふ者を江戸に留め置かれて其のケイヅルが弟子に被仰付故をらむ

だの乗方彼の家に傳はるなり是れ四年已前阿蘭陀人ハルシヤにて買ひて船にのせて今年日本に到着す七疋買ひ來りしが五疋は船中にて死ぬと云ふ右の馬毛短くつまりて縹子の如く尾髪は短く少し丈ヶ高き故に鎧を二具懸けて下の鎧をふみつきにして乗るなり又馬の口を取るもの手をありたけさし上げて口をとる馬狂ひさわぐ時はつるさる、事も有りとぞ馬のふみたる土のあとさし渡し大指人さし指をひろげたる長さなり五寸あるべし足の太さ考へみるべしハルシヤ國は日本長崎より海上五千百里南天竺の西邊西天竺の内なりハルシヤとは百爾百亞とも波羅遮とも書く華夷通商考にみえたり右の馬の太さを以て考ふるにハルシヤ國の人の太さ思ひやらる、なり鎌倉頼朝より武家將軍と云ふ事は始まり室町家信長秀吉など天下の兵權をとられしかども千萬里の外國まで手のとく事はなかりしに當御家御威勢仰き尊むべしはふれによめる

御厩にたつやこの駒冬ごもり今をハルシヤといさむこの駒  
ウタフと云ふ鳥 奥州卒都が濱にあり母鳥砂の中に子をうみ砂にてかくし置きて母鳥餌をはこび來てウタフと呼ばば兒ヤスカタと答へて出でて餌をはむとぞ獵人が母鳥の聲をまねてウタフと呼ばば兒ヤスカタと答へて出づるを捕るとぞ子をとりられば母鳥血のなみたを流す其の血人の身にか、ればわろしとて篋笠を着て子ををとるとなり○定家卿の歌(夫木集)「みちのくの外の濱なる呼子鳥啼くなる聲はうたふやすかた」謠曲拾要抄にうたふは雁の事なりと云ふ又一説をあげて或書に云く其の形方目に似たり味脚も方目に似て頭は鼻の如し替の上に肉角あり赤色なりと云々○按ずるに雁の事なりといふは誤りなり或書に云くと云ふ説よしウタフの頭を切りてほしからばしたるを見しに雁とは違ひたり繪圖の如し毛色はうす黒し替の色は赤からず白くして薄黒し替乾きたる故色さめたる歟





頭大さ鳥より小まし目わきの  
細長き毛うす黄なり肉角にあ  
らすかたし

中將姫 帝王編年記に云く天平神護元年十一月二十七日右大臣從一位藤原朝臣豐成菟春秋六十二淡海公嫡孫武智麻呂一男後人號難波大臣又稱橫佩大臣此大臣女號中將姫織當麻曼陀羅一時之願主也○貞丈云く中將姫といふ名上古の婦女の名とは聞えず當麻寺の縁起などに依りて編年記に書きしなるべし諸寺縁起といふもの妄説多し悉く信じがたし

六夢 周禮春官に曰く古夢以日月星辰占六夢之吉凶(注)六夢者正夢噩夢思夢寤夢喜夢懼夢○劉向新序に曰く諸侯夢惡則修德大夫夢惡則修官士夢惡則修身如是則禍不至矣○貞丈按するに夢は睡中の妄想なれば吉凶無之不睡之時の思想には吉凶あり然れども俗人夢の吉凶を云ふ故に聖人占之の法を定めて猶豫を定め嫌疑を決するは仁の術なり後に佛法渡り來て以來僧徒おのれが思願を夢に托して佛神夢に入り來て如是の告ありと稱して人を惑はす或は三日續き七日續きて同夢を見たりと云ひ或は同志の人と相謀りて彼も我も同夢を見たりと云ひて證人を設けて人を惑はす事もあり或は何某死にたるが今は極樂園に生れたりと夢に見たれば成佛疑なしと云ひ或は何某の死にたるが今地獄に落ちて苦を受くる何の經をよみ法會を行ひて助けて給はれと夢に見たりなど云ひて人を惑はす事もあり人狼に奇妙不思議を好む故に其の偽を疑ふ事なくてうまくと誑かされて信仰するなりすべて人常に好む事をば夢に見る事あるものなれば佛神を好む人は佛神を夢に見る事偽にてなき事もあらんか然れども睡中の妄想なれば實に佛神の靈の夢に入り來るにはあらず我が朝古代の天子も僧の夢に誑かされ給ひし事かぞふるに遑あらず國史野史に載する所考ふべし今世の人はなか／＼夢想などをば受取らぬ様になりたり今の人は古の人よりも賢くなりたる歟

佛 佛と云ふものは今現在の身にて前世の事を知り後世の事をも悟り三世の事に通達し目に見えぬ事を能く見耳に聞えぬ事を能く聞く是を佛の妙智力と云ふ天上にも昇り地下にも潜り身を變化して男となり女となり鳥ともなり獸ともなり人身より光明を放ち香氣を出しなごするを神通力と云ふ耻をかきても能くこらへ大惡人にも命を助くるを忍辱慈悲と云ひ又大慈大悲といふ偽をいひて人をすかして其の道に勧め入る、を方便と云ふ大抵佛法に説く所如斯佛と云ふものも天地の間に生れ出でたる人なり人に生れたる者人に異なる動作はなき事なり人に異なる奇妙不思議を云ふはみな偽なり此の天の外に亦別に天あり此の地の外に別に地あり此の世界の外に又別に世界あり此の人の外に又別に佛菩薩といふ者ありとは廣大なる偽なり一向に理を明らめざる妄説なり如斯なる無理なる妄説を和漢古今の人辨へ悟らずして誑かされて信仰するは何故ぞといふに慾心深きが故なり其の慾心といふは地獄を怖れて佛に成り樂を極めんと思ふは慾心なり佛法は人の慾心を手が、りにして作りたる道なり皆愚俗を誑かさんが爲なり亦一變して専ら心性の上の事に説きなし悟りを工夫するを禪宗と號するに至りては明智の人も面白き事に思ひて惑ふなり是も又誑されて迷ふは一なり我が朝に佛法渡りてより今まで千四百四十餘年を経て痼疾となりたる事なれば右の如く誑したりとも何の益もなき事なれども如斯の事を書くも又獨座の慰みなり人に示さんとするには非ず

神無月神在月

詞林采葉に云く抑一天下の神無月出雲國には神在月とも神月とも申すなり我が朝の諸神



參集し給ふ故なり其の神在の浦に神々來臨の時少童の作れる如くなる篠舟波の上に浮ぶ事不可及算數其の諸神は彼の浦の神在の社に集まり給ひて大社へは參り給はずと申す此の神在の社は不老山といふ處に立ち給ふ神の號をば佐太の明神と申すなり云々社説に云く出雲國秋鹿郡佐陀神社者所祭伊弉並尊也此所に神在の祭と云ふ事有り當社は諸神の尊祖なれば萬の神々每歲十月此所に集會し給ふ故に其の餘の國には此の月を神無月と云ひ出雲國には神在月と稱すと云々(右諸曲拾葉抄に引く)○貞丈云く出雲の人の談に出雲にては十月諸神來り集まり給ふとて餅を搗きて赤小豆の粉を付けて神に備へ奉る是をジンザイモチと云ふジンザイは神在と書くといへり他國にて小豆餅をゼザイモチと云ふはジンザイモチの誤りなりと云ふ今按ずるに出雲へ十月諸神集まりたまふ故に出雲には神在月といひ他國にては神無月といふは昔より俗の云ひ習はしたる浮説なるべし徒然草には十月諸神太神宮へ集まり給ふなんと云ふ説ありと見えたり是は出雲に非ず伊勢なり去れば浮説なり水戸中納言光圀卿の御説に神無月は無雷月なり古へは雷をカミと云ひナルカミと云ひカミナリと云ひカミトケと云ふ皆雷を云ふなり十月は雷なき月なる故カミナ月と云ふと年山打聞に見えたり此の御説やすらかに正説なり可<sub>レ</sub>信此の外むづかしき諸説は牽強附會なりとるに足らず右年山と云ふは水戸客儒安東宇平爲章なり

**墓銘** 今世武家にて官位ある人の墓銘に院號戒名官位を書き交ふる事通例となれり宜しからざる事なり院號戒名も當世の習俗なれば書かずしてはならざる事ならば傍へよせて別に書くべし院號戒名を官位姓名と連ねて一行に書くべからず近世官號の上に前の字を書き或は故の字をかく事誤りなり喪葬令に凡墓皆立<sub>レ</sub>碑記<sub>レ</sub>具官姓名之墓と見えたり前の字故の字書く事は見えす然るに今世前城州太守或は故河州太守などかくは誤りなり前の字は生きてある人前に其の官に任じて今は無官にて位ばかり有るを前何守など、云ふなり是れ生きてある

人の事なりたごへば山城守の時死にたる人ならば山城守なり前の山城守には非すいまた死なざる時山城守の任止めて當時位ばかりにてある時死にたらば前山城守と書くべし又故の字は文書に記すに生きてある人に紛れぬ爲に故の字を加ふるなり生きてある人の名は墓碑に書かざる事にてあれば故の字を加へずとも紛る、事なきなり又唐にては國司の事をすべて太守といへども我が朝にては上總上野常陸の守は親王の任官なる故に三ヶ國の守にかぎりて太守と云ひ餘國の守をば太守といはざる法なり去れば墓には唯山城守河内守など、書くべし外の官號も唐名を以てかく事は甚だ誤りなり墓は後代につたふるしるしなれば故實をよく正して書くべき事なり**名上に冠<sub>二</sub>惡字<sub>一</sub>** 諸曲拾葉抄に云く或云く惡の字を名の頭に置く事長清が伯父の大日房と云ふ僧を殺せし故に惡七兵衛と云ひ惡源太義平も伯父の木曾義賢を殺したる故に惡の字を付けたるといへり又右衛門督藤原賴を惡右衛門と名つけ宇治左大臣賴長を惡左府と號す内大臣師通の子家政を三條惡宰相と稱す左馬頭義朝の子常磐腹の一男河野法橋全成を惡禪師と云ふ是れみな逆心ありし人なる故に惡の字をつけたる歟亦源氏物語に右大臣の息女弘徽殿の女御を惡后と云ひ父右大臣も惡大臣と云ふ是も心よからぬ人なればしか云ふなり○貞丈云く保元の亂に義朝は父爲義を殺し清盛は伯父平右馬助忠正を殺したりしが兩人ともに名のうへに惡の字をつけられざりしは幸なるべし

**知行幾貫** 俗説贅辨續篇に云く中古地方の地行を計るに百貫千貫と云ふ數目あり今も仙臺には其の數名ありと云ふ此の數西國にては明らかに知る人なし武家系圖相模入道平高時の下に曰く領地二十八萬七千貫當<sub>二</sub>代知行百四十三萬五千石<sub>一</sub>是五段を一貫としたるものなり又或人奥州の人に聞きたりて語りけるは古へ永樂七文に米四合八勺をうる故に百文は四升八合一貫は四斗八升百貫は四十八石に當る然れば知行百貫と云ふは今の



知行百石と同じ後世家によりて知行を藏米にて遺すに四つ八分の免ならしめて米四十八石を百石と名づけて遺す是れ古法なりと今按するに我が友人古證を以決之曰兩説皆非也土佐國幡多郡中村郷不破村八幡宮寶藏に一條家の古文書有り曰く

於本郷中村

八幡え御寄進田之事

光任小作

有間之内

珍五郎

中ノ前田

一所登貫

泉〇〇

ハシラ松

一、壹貫分

大ホトケ

一、七百五十分

ミソノ下

一貳百五十分

合而參貫分歟

立石分

永祿二年己未三月吉日

康政印

古の文書を按するに田千歩を壹貫とす今の三段三畝十歩なり是れ錢千文を壹貫とするが如し然れば百貫は田十萬歩今の法にして三十三町三段三畝十歩知行三百三十三石三斗三升三合とすべし恐らくは奥にて申すも如斯ならむ歟○徂徠子が鈴録に曰く武士の知行幾十貫幾百貫と云ふは一坪に苗一把種うる事にて百坪には百把植うるを百目とす千坪に千把うる是を一貫目と云ふ此の積りにて大抵十貫は百石百貫は千石に當る然れども其の上中下の地面によりて一定しがたし是れ古法なり○貞丈云く俗説發辨續編に所謂武家系圖は近世の人の作とみえて當當代知行百四十二萬五十石とあり去れば高時が領地二十八萬七千貫といへる貫つもり信じ難し鎌倉時代の

所領は何地に於て幾十町賜はるなど、云ひて町段つもりなり貫つもりも石つもりもなし室町家に至りて大明國と通商して大明の永樂錢多く渡りきて此方にて通用しける故所領の高も永樂錢にて永幾十貫幾百貫と云ふ永と永樂錢の事なり此方の錢をばビタと云ひ永樂錢よりは悪き錢なるに依りて金偏の傍に惡の字を書きて鐙の字を作りてビタと云ふ字に用ひたりビタ四文は永樂一文に當たるなり今も農家の年貢帳に永幾貫文德幾貫文と書くなり鎌倉時代には永樂錢なかりし故所領幾貫と云ふ名目は無之なり又奥州の人に聞きたりて百貫は今の知行百石と同じといふは誤りなり永十貫は今の百石にて百貫は今の千石なり慶長年中金子通用始まりて永壹貫文を小判壹兩に當てしなり永百文は丁百なり鐙百文は九十六文なり永壹貫文は鐙四貫百六十四文に當るなり農家にては今も年貢を永つもりにして年貢帳にしるすなり江戸の人は此の算數を知らぬ人有り今世上の御藏米一俵三斗五升入れと定めて三十五石を百俵とす是れ百俵の價永十貫文と定むるなり金子にして四拾兩なり是れ大方の定にて年々米の出來不出來に困りて相場の上り下りあり又國々古へよりの定めに困りて俵入の升數の多少の違あり大方の定は右の如し知行幾石と云ひて右つもりを云ふ事は當御家より始まりし事か秀吉の頃までも貫つもりなるべし貫つもりは永樂錢より出でたるに違なし其の證は今に農家の年貢帳には永幾貫文と記すなり又鈴録に云ふ所の百目壹貫目と云ふ事信じがたし百目壹貫目など、いふは秤の名目にこそあれ田畝には聞き及ばぬなり又土佐國幡多郡八幡宮の古文書に一貫とあるも七百五十とあるも二百五十とあるも永祿二年の定めあれば永樂錢のつもりにて記したるなり別の事には非ず名ある儒者のいふ事は其の誤りをも知らずして人狼りに信する故記之なり

古代の銚子

安永七年十一月廿七日市店に於て古き銚子を得たり其の體片口にしてわたりなしかつらの星



(キヤカ子とも云ふ)の所に星なくして鳩を作りて居るたり帖すりの處袋にせずして單に打ちのべたり總體銀を焼き付けて鶴龜を彫り付けたり繪やうはなし是れ古書に御銚子白片口とあるに符合せり白とは銀の事なり片口の銚子本式なる故今兩口の銚子をば片口を包みて片口の代に用ふるなり予好古の志ある故に不思議に此の古物を感得したりしなり又云く右の銚子に家の紋つかず是れ又古き證なりこの類のものに家紋をつくるは近世の風俗なり古代なき事なり予按するに此の銚子の體信長秀吉時代の物には非ず夫よりも猶昔時代室町將軍の頃のものか猶又昔の時代の物なるべし二百年已來如斯の銚子は有るべからず

**兼好法師** 今川了俊が兼好法師の庵室に張り置ける彼の筆跡の反古どもを取り集めて一冊子となしつれづれ草と名つけしが世に弘まり奏壽命院と云ふ僧師始めて其の註解を書きしより以來諸家にて註解を述べたり其の註者何れも兼好を以て聖賢の如くに尊崇して記したるは誤りなり兼好は吉田の家に生れたる人なれども巫學を以て名を稱せられず法師に成りたれ共佛學を以て名を稱せられず又佛法の德行を以て名を稱せられず唯歌の上手なるを以て世に名を稱せられたるのみなり德行を以て名を稱せられざる僧なれば只よの常の法師なりされば高師直が求に任せて艶書をも書きたるなり後世の註家者流みな兼好を聖賢の如く思ふ故彼の艶書をかきし事を氣の毒に思ひてさまざまの説を作りて云ひ紛らかすなりそれに及ばざるなり歌にて名をとられたる人なれば詞花言葉を好む故師直に頼まれたらば進みて書くべき事なり怪しむ事勿れつれど草をば強ひて聖賢傳の如くに貴び爲人教訓の書なりとするは兼好が曾て思ひ懸けざる事なるべしつれど草に好色の事を數ヶ條書きたり註家者流是にこまりて色々の説を設けて云ひまぎらかしたり然れ共其の説むづかしくして爽ならずすて惡き事をよく取りなさんとするはむづかしくなりて會得しがたきものなり徒然草は兼好が獨居の愚に何と定めたる

主意もなく心にうかぶに任かせてかきたる反古なりつれど草の章段の次第は今川了俊の列次したるなり然るに兼好が心ありて次第を立てたる様に註したるは強ひたる説なり貞徳がつれど草に三ヶの秘事など云ふ事は潤屋の爲なるべし三ヶの秘事何の事もなく知れたる事なりなれども知らぬ人もありて目くら千人目明千人といへども目明一人の世の中なり

**決定往生** 古き俗書に何某常に佛に歸依し念佛誦經怠りなく勤めけるが臨終の期に至りて屋の上に紫雲たな引き三尊の如來二十五の菩薩來迎し天樂空にひびき曼陀羅花をふらし異香薫じたり是れ極樂往生決定疑ひなしと云ふ事を記せりみな方便の僞説を實事と思ひて事を飾りて書きたるなり實に其の事有りしには非ず若し實に其の事ありて人も見たりと云はゞ愚昧の人なるが故に狐狸の爲にばかされたるなるべしなきもの、來迎すべき理なし或は何某死して後に誰が夢に見えて我今成佛したり或は成佛せず地獄におちて苦しむと云ひたる由なご記せり夢は睡中の妄想なれば信するに足らず如斯の事を記して愚人を惑はしむ憎むべし

**幻術** 前漢書張騫傳に曰く以三大鳥卵及斃斬眩人獻於漢(註)曰眩讀與幻同即今吞刀吐火植樹植瓜屠人截馬之術と見えたり是を幻術と云ふ今俗に魔法つかひとも外法つかひともイヅナつかひとも云ふ者の事なり右の前漢書に依れば此の法天竺より前漢の時に渡りたるなりそれより段々傳はりて日本まで傳はり來りしなり幻の字はイツハリマトハスとよむ字なり方術を以て人の目をたぶらかし惑はすを幻術と云ひ又眩術とも玄術とも書く也此の術を佛法に交へ行ひて神通と云ふ道家にて此の術を行ふを仙術と云ふ常にかはりて怪しき事をなすは皆この術を用ふるなりト筮者も此の術を用ふる事有り皆狐をつかふなりイチャコと云ふ者の口よせなど、云ふ事も此の術なり近き頃は神道者といふものも此の術を用ふるもありすて奇妙不思議をして人を驚かすも



のはみなこの術なり正法にふしぎなしと云ふされども諸國の本社の神靈ある事は古へより別の事なり

人才 人の才智の才は材木の材の如し故に木籍に才の字を書きて材木の材の字としたるなり木に和らかなるあり堅きありねばきありさくきもあり木目の直きあり曲るあり腐れざるあり朽ち安きあり其の木の生れつきに随ひてそれ／＼に用ふるなり和らかなる木を堅くする事もならず木目の曲る木を直くにする事もならぬなり人の才も是に同じ文道の才を生れ得たるあり武藝の才を生れ得たるあり書く事を得たるあり畫を得たるあり遊藝を得たるあり盜を得たるあり色々様々の才あり其の才に應せざる事も修行すれば成らずといふ事はなければ上手にはならぬなり天然に生れ得たる才に應じたる事をば修行するものは上手になるなり才に應じたる事をば自然に已と好むものなり好む事は上手になるなり亦自然にその事にかしこく人より大に勝るものなり其の才を奪ひて外の才に移す事は人作にてはならぬ事なり才の字は字書に用也と註して其のとり用ふべき所を云ふなり父の子をそたて君の臣を仕ふにもその才に困りて心を用ふべし物の大上手の子に大下手の生る、事あり諸藝に何の家と云ふ事のあるは無理なる事なり其の家に上手ばかり代々生れ出づる事はあるべからず然れども其の家に生れたらむものは先祖よりも上手に成らむと心をはげまして修行し美名をあげんと思ふは父母に孝行の志にて先祖への忠心なり勿怠如斯精を出だしても上手に至らずは是非なき事なり精を出ださずして我が才に應せずとて怠るは不孝不忠にて家を思はざるなり

理 或曰く凡そ天地の間の事物理あらざる事なし理を極むれば事物明らかに知れざる事なしと問ひて云く菊花梅花の類其の色の品々ある犬馬の類其の毛色の品々あるは如何答へて云く是人の顔の品々あるが如しと又問ふ一腹一生の兄弟其の顔の同じからざるは如何答へて云く其の理知りがたし如斯の類を理外と云ふなりと○貞丈云く理外と云ふ事はなき事なり萬事萬物みな理あらずと云ふ事なし限りなき天理を限りある人智を以て測りしらむとする天文の高き地理の廣きも理を推して測りしらる、程はしれども其の精密微妙に至りては人智の及ばざる所天理の深遠廣大幽玄にして限りなき處なりいかほど理を極めんと欲すれども人智には限りありて極め難しとなり其の極めがたき事を名つけて理外と云ふが理内なれども其の理を悟らざるなり何ぞ理外と云ふ事有らんや智外といはゞ可なり理外と云ふ事なれば眼前淺近の事の理の極められざる事多し

日本紀神代卷 神代よりして應神天皇十六年までの間吾が朝に文字なかりしかば神代の事を記したる書なし應神天皇十六年に文字始めて渡りけれども文字を書き習ひよみ習ひて文字の働き出来て書籍をも著述する位になりたるは年月を多く歴たる後の事なるべし其の時に至る迄は神武以來の事は古老の語り傳へのみなり文字の働き出来たる以來神代以下の事ども古老の語り傳へを書き記す人も有りしなり其の語り傳へも幾千年の昔の事なれば諸説區々にて同じからず何れを正とし何れを誤りとすべき様なし故に舍人親王の日本紀を選び給ふ時神代卷を記すに至りては大にこまり給ひて諸家の記録を多く集めて其の中に於て尤らしき事をば本文とし其の外の説をば一書に曰くと記して参考の爲に載せられしなり舍人親王も神代の事は甚だ覺束なく何れを正説と決しがたき故一書に曰くと記して古説のある限りを悉く載せて御自ら私の決断をば少しも加へ給はざりしは正直なる筆法なり其の古老の語り傳へには奇怪妖妄の説多く信用すべからざる事多しといへども夫を正すべき書とては外になき奇怪妖妄を其の儘にのせ給ひしは舊説を捨つるに忍びず據なきが故なり是非なき事なり去れば神代卷を解釋せば只文に隨ひて義を述べて奇怪妖妄の事にも其の文の儘に解すべしそれに私意をくはへて陰陽五行相生相尅の理并に西土の故事來歴又は佛法の三世輪回因果業報本地垂跡濟渡方便などの説を交へ或は儒



道の仁義禮智信勇又は敬の一字などを混雜して色々さまざまの理をつけて言を巧にして説きなすは舍人親王の本意とは大に違ひ國史と云ふ事を忘れたるなり神代卷の秘傳口決など、云ふ事はみな後人の作りたる臆説なり取るに足らざるものなり神代卷の奇怪妖妄の事あるを奇怪妖妄にあらざるやうに説かんとて骨を折りてさまさまの説を作りてむづかしき事になりたり其の説皆なぞくをどくが如く佛經の喩を釋するが如く此の事を本文には如此いひたるものなりこの事をかやうに曲言したりなど、云ふは皆是れ私意を經にして神代卷を緯にしたるものなり國史は直言にこそ記すものなれ何ぞ曲言を以て記す事あらむや舍人親王を曲言したる人とするは何ぞや後代に至りて神代卷の説むづかしくなりたるなり神代卷を以て後代建立する所の神道と云ふ事の本經とすべきが爲に其の便りになるべき様に説なすが故なるべし前にも云ふ如く神國と云ふ號神道と云ふ道も上古はなし中古以來始まりたる事なり予神代卷獨見と云ふ書を著したり大抵右の趣に同じ參考すべし

安齋隨筆卷之二十九終

安齋隨筆卷之三十

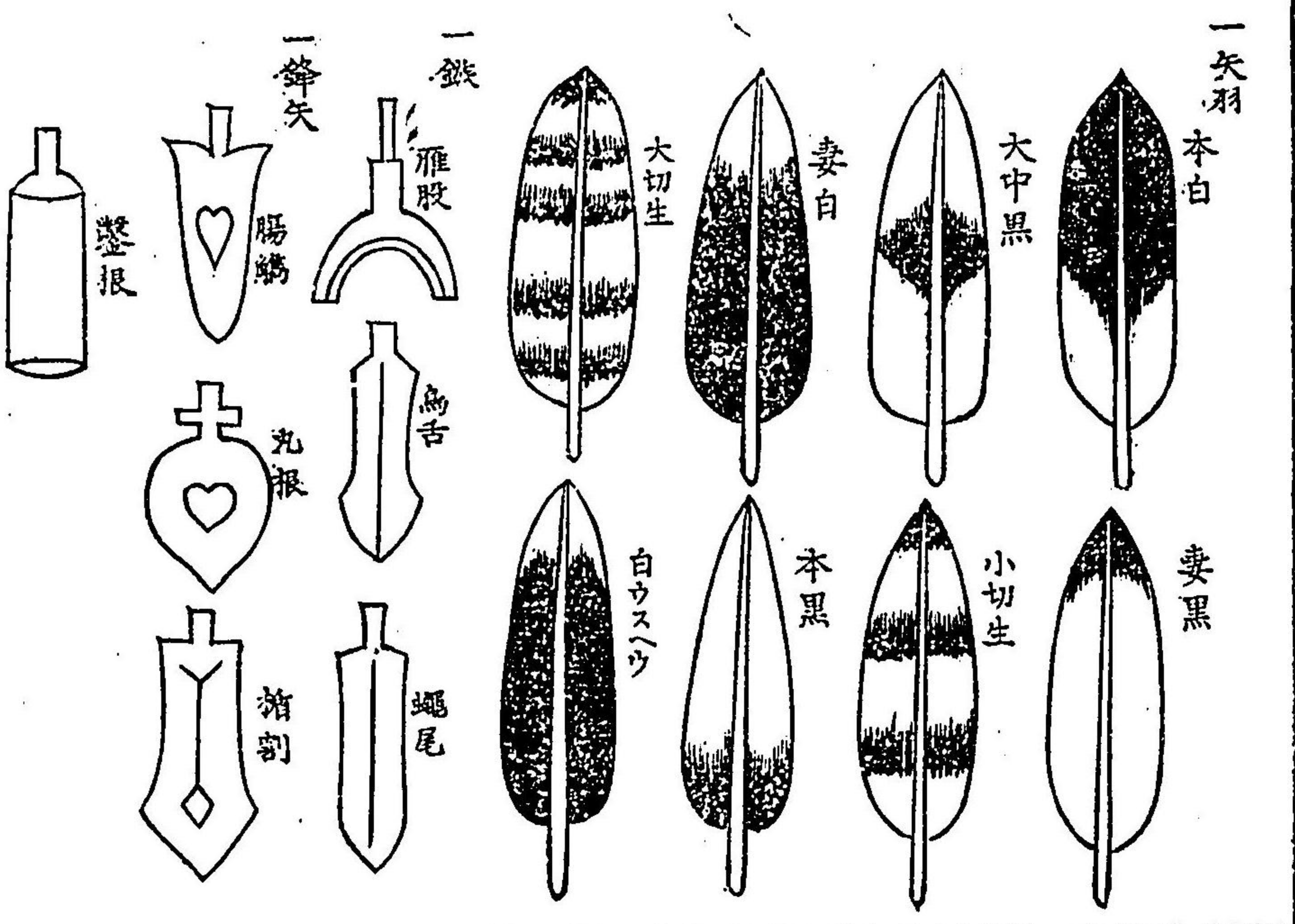
保侶 保侶を以て矢を防ぐべきやうは前に記す如く懸けたる保呂の首上の緒をば背にてもあれ肩にてもあれ結び付けたるまゝにて解かずして置き裾を取りて提げ後より背の上を打ち越して前へ被り手緒（裾の緒をいふ）兩方の鐙の保呂付の穴へ結び付くべし其の穴は狭く緒は太き故通り難し依之以前より別の細き緒を穴へ通し輪に結び置きて其の輪に保呂の緒を結び付くべし左手は弓を持ちて保呂の内にあるべし右手は矢を一隻もちて矢にて保呂を向の方へ押し出すべし強ひて押出し保呂の引張やう了すべからず一體ふはくさたるみある様にすべし又別に圖したる義家の保呂の如く手に緒なき保呂ならば以前より鐙の保呂付の穴に長き緒を付けたくり置きて保呂の手の隅を絞りにて結び付くべし保呂は單生絹等を單にて造る故是を被りたり共透通りて行先の路も能く見わかるべし又背に鍬形高角等を打つ事は保呂を被りたる時保呂を捧げて保呂の内に空間の所あらしめんが爲なる



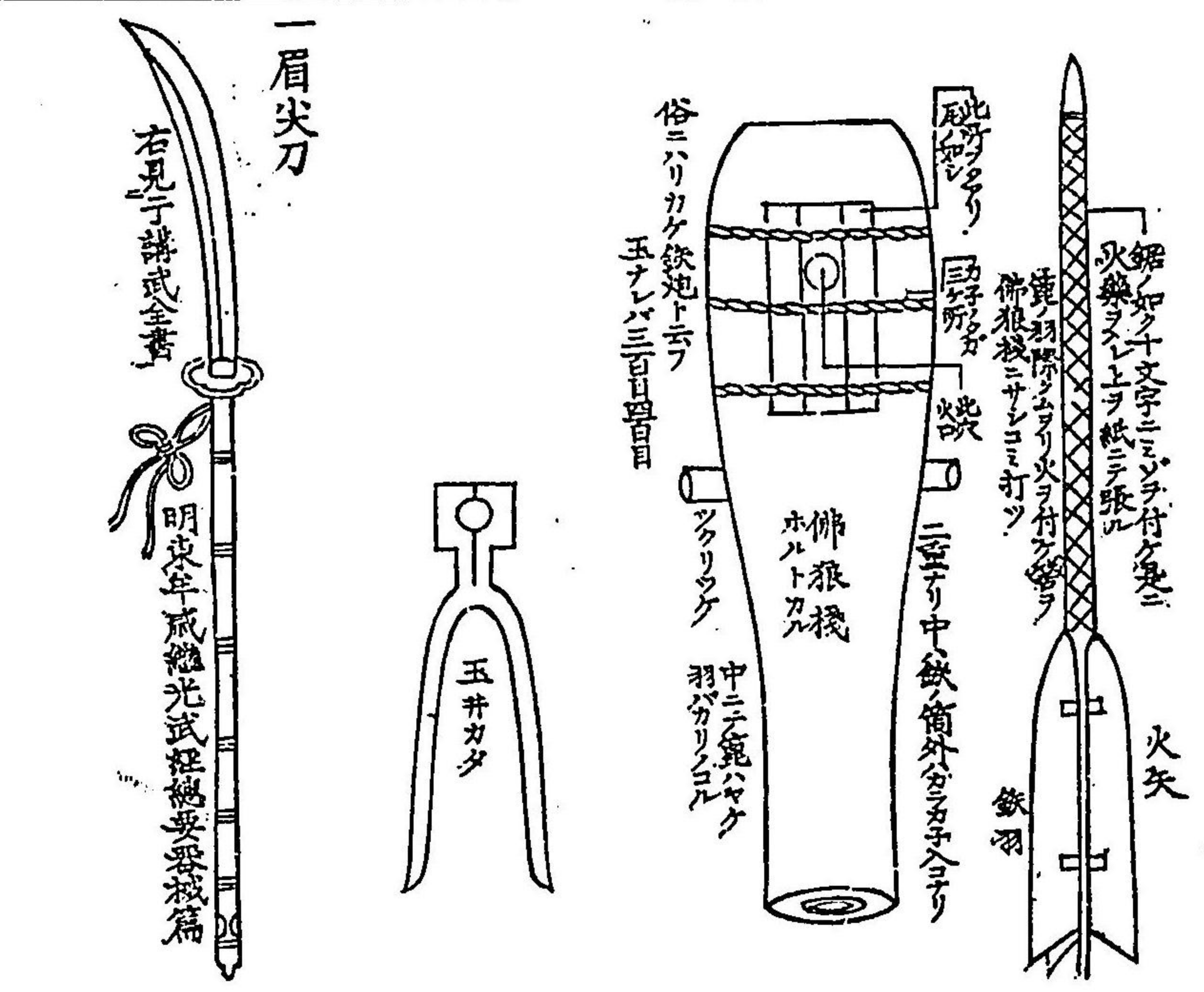
此所矢ヲ  
押出ス

此所鍬形  
サケル





べし保呂をもつて矢を防ぐ體圖を作りて此に記す  
一火矢

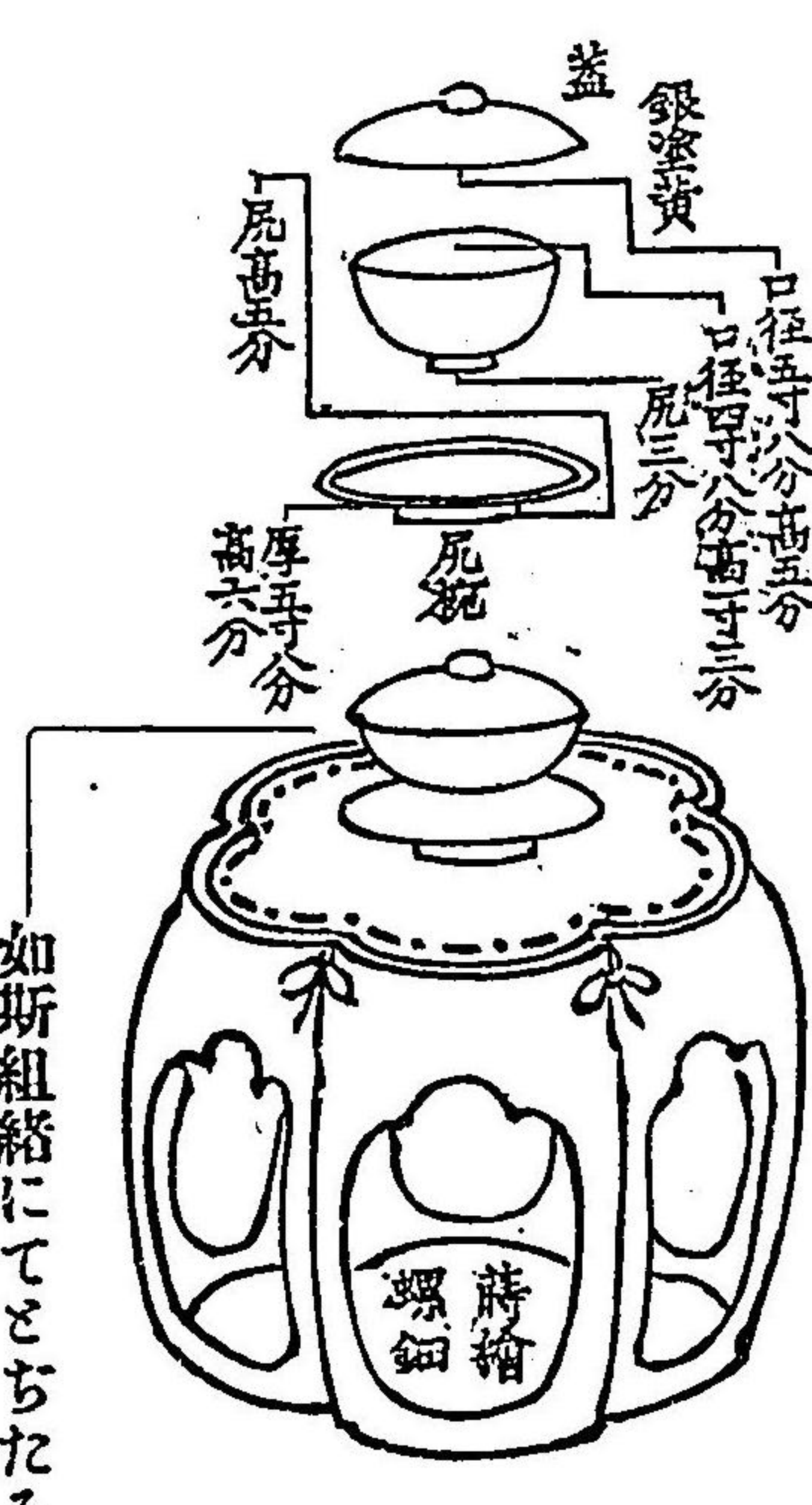


一鞘弓懸本様

備後國朝明神之御神林  
之寫也下或云御神宮也  
此圖古部秘訓所載圖



一消坏同臺之圖(類聚抄ニテ)



は臺の上を織物にて張る故其の織物のとち餘を引き出  
してあげ巻に結ぶ也長の大針にてとちたるを寄具子と  
云ふ結びにて小針にとちたるを蛇と云ふ寄具子と云ふ  
はみなと云ふ員にてほを長さ故長さをみなと云ふなり  
臺へ五葉角を入る是れ高七寸五分内面厚六分土居厚三  
分牙象腰同弘一寸六分同手前長三寸自角定敷物小文  
唐錦同表臥組二丈三尺あげまき五つ垂る、定めなり  
今川家赤どり引綱 錦芥抄(朝倉彌右衛門日下部  
景衡著)に云く此間御尋相成候今川指物之義拙者十八  
九之時分今川刑部太輔様御家老稻垣勘右衛門續御座候  
て御心安く刑部太輔様へ御出入仕候節虫干之砌御居間  
之御文庫之内にて風干有之候物見馴不申候に付相尋候  
得共御家之指物あかどり引綱と申候て大切之物之由他  
見仕間敷候と申候(貞丈云く了俊の難太平記を見るに  
赤鳥は馬に付けし験なり指ものにはあらず其の時代に  
はさし物を用ひす)○人形の着候くらゐの女の小袖地  
なし小袖地黒にて模様薄に扇子裏赤ゆるし附け申候引



綱はふとさ小指ほど有之候しんくの打緒尤げまん結びの様に結び九日の夜土蔵の内に懸候て干申候を見及申候  
(右のあかどり近年造作したるか正物にはあらじ貞丈云ふ)

正平革 正平革之紋猿獅子牡丹唐草梅バチあり正平六年六月一日と書付あり(地かき色に紋白くして其の中  
色どり赤もえき色入組唐くさ梅ばちは白し)

天平革 天平革是も正平革の如くさるし、ぼたんからくさ梅ばちあり但し弦走の料に中に不動明王コンカ  
ラセイダカあり是に天平元年八月十一日とあり地紋同前(右兩品の革は肥後國八代郡古閑橋邊に古より其の板  
木を傳へて革を製するものあり銅の板木なりといふ)天平革も正平革も弦走眉庇袖のかふりの板胸板に用ふべ  
きはごづ、小筋を染めて細くしきりを付けてあり其の筋の處を裁ちて鎧の夫れくの所につかふべき爲なり  
(貞丈云く弦走冠りの板の形其の外少しへりを付くる故小さきなり)

扇子流の繪の事 京都將軍のいつれの時か嵯峨天龍寺御成の時に童の持候扇子風にとられて渡月橋より  
嵯峨川へ流れしを(末は桂川大井川なり)面白しとて供奉の人々扇を流せしなり其の後五山の寺々又御成の時屏  
風に書きて立てしなりそれより御成の儀式の様になりて御成の時には必ず扇流しの屏風を立てられたり古き屏  
風に今も扇流しあるは是なり


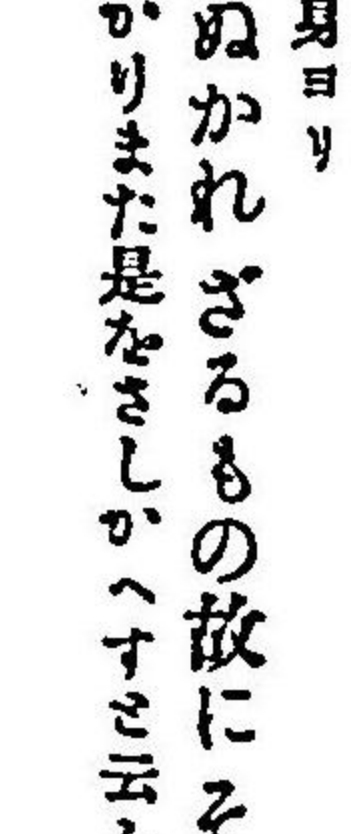
市女笠  如斯なるものなり大和芳野にあり入幡の安居堂祭(極月十三日)此の時用ふるなり

見聞諸家紋盡 奥書に立雪齋と云ふ人は安藝毛利家の人繁澤氏なり其の時の古實者なり


田樂法師 田樂法師は法師にて猿樂の如し高砂の如くなる謠ものあり是をひくさこと云ふ裝束鳥かぶとな  
り地謠まで床机に腰かくる奈良にて今もあり(錦芥抄)

額を四角にせし事 額を四角にせしは越前の追手と云ふ相撲のせしをみな學びてなり昔ははながみひた  
ひとて丸らかに少しぬきしなり(此の説の如くならばもとは男立の風に習ひしなり)

淨瑠璃十二段作者 信長右筆小野通女なり(一説秀吉の母公の侍女なり信長に非ず)澤濟瀧野兩人の盲人  
十二段を通女より傳へ受けたり其の後六字南無右衛門と云ふもの阿彌陀の胸わりと云ふ事を作る其の弟子に丹  
後丹波肥前江戸薩摩下り薩摩又金平の作者は岡清兵衛役者和泉太夫なり土佐おしなり

うつほにさしかへすといふ事あり 是はカリ股をあしくさせば  ぬかれざるもの故にその事あ  
り身よりの方を上に筋違に指して明きたる處にカリマタをさすなり圖の如し  かりまた是をさしかへす云ふ

うつほに矢頭をなす事 内には不入上に編みて結び付くるなり四目も同前なり

いんち鍵  センマイ 目貫穴もまた先をまげて目貫穴とす三條狐鍛冶の作世にあるものなり  
首級首をとりて符を賜ふ事秦より始まり敵の首一つとる者は位一級を賜ふ秦の時の法なり故に首級と云ふ  
なめり革 なめり革とは佩楯の力革の下の一文字の革をいふなり

鎧に胴といふ事 鎧に胴といふは前は三枚後は四枚なり

鞍の居木に作る木 みづ木さはくり合歡木にて作るなり此の木は火出でざる木なり外の木にて作る時は  
火出で、繩をこがし切るなり

胡籬 某家は羽の方を右にす是れ矢は羽の方をもて抜くべければなり某家は根の方を右にして前へ出だす是  
れ根を取りてぬくべければなりと云云然れども堂上衆の胡籬矢がらみは堅くしてぬくことはいづれもなりがた  
し



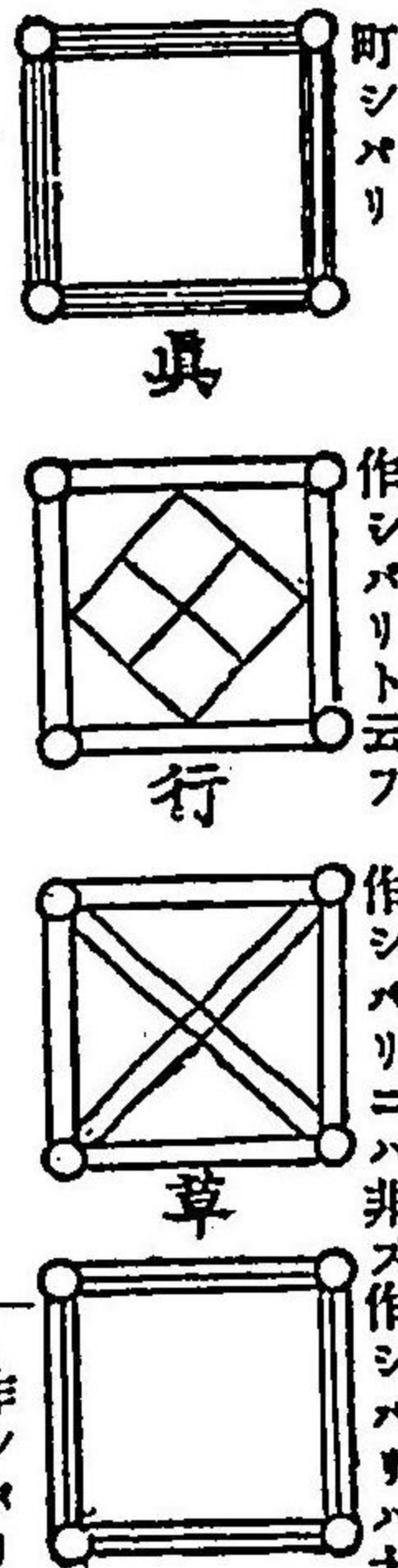
古の肩衣 古の肩衣にはひたなし今も春日の社人ひたなき肩衣を着す今の宮小路殿ひたさぬ肩衣を用ひられしなり

鹿笛の圖 鹿狩の時吹く鹿の聲を似せたる笛なり



鹿のハラコモリの皮 豆州熱海温泉入湯の時狩人所持の笛を寫せしなり口裏の皮は鹿の角なり裏は鹿の腹こもりの皮なり此所削クスシ  
此所給貝を合せたる如し其の間にハラコモリのウス皮をはさむそれにひききて鳴るなり音細く高くコウト鳴るに鹿の聲の如し

鞍しばる 眞行草の圖



町シマリ 眞  
作シマリト云フ 作シマリニハ非ズ作シマリハ大ニ遊ナリ  
此線の通り皮をひきふさぐ此の形に糸をわたして合目なシメル  
作シマリ如此眞草行ナシ

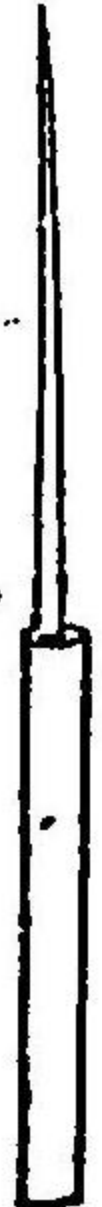
驕馬 陰囊の玉をぬきたるを云ふ荒馬などぬけば女馬の如くなるなり薩摩馬などに有るよしなり

結納の歌 元祿十六九月三日一條殿姫君へ久我の御嫡子より結納被遣候節歌をおくられしなり此の五百年絶えたりしに中院内府通茂公中立にて如斯なりしとぞ歌も中院殿の詠なり一條殿の女は紅梅の薄様に書きて送り給ひしなり久我殿より縹色のうすやうに歌書きて送り給ひしとかや久我殿嫡子より「そこひなき心のほどはわかかへるいは井の清水いはずともしれ」一條殿姫君より返し「世々をへてたえぬ後こそ汲みしらめ岩のしみづそこひなしとは」

私黨云ふ事 武藏國私市庄と云ふ所ありふるきものにはキサイチと假名あり今はキサイト稱す熊谷庄のほどりなり近き頃まで松平伊豆守殿領所なりし當國七黨の時なり又彼の庄のほとりの國人の黨をくみたるを私市黨と云ふそれを畧して私の字を字音によびて私黨とは稱しけるなり私市久下川原是を私の黨と云ふ又一説

に岡部人見この二流を加へて五流を私の黨と云ふなり私市黨の事異本太平記にも見えたり久下と熊谷との評論の事東鑑にみえたり其の除の稱號も古きものに見えたり

教經の金磁頭 土佐國五臺寶物に能登守教經の金磁頭あり如圖錦芥抄に見ゆ



彈弓 彈弓にて玉を射るなり異國にては鳥などを射るなり弦二筋かけて革をぬひ付け此の革に玉をくるみて射るなり

如新革をぬひ付け玉を入れすがけて射るなり

當時の乗物 當時の乗物にめんえんと云ふはびろうどなごにて包みたるなり常のごさ包は織部と云ふ八重姫君様水戸へ御入興の時行列にながえながえきりめんえんおりべと次第有りながえきりとは輿のごとくにて屋根の上に棒を通したるなり

鹿垣 鹿廣野に臥す時角をもやひて臥す是によりて鹿がさと云ふ唐の書に見えたりと白石の説なり

昔の腰障子 人のつくばひて影のみえざる程にこし高くしたり今のこしひくき障子は古田織部の物教寄にて近代の作なり

鳥の羽の事 延喜式の中に天照大神の御寶物に太刀の柄鳥の羽にてまどふとあり鳥の羽とは啄木の組なり今太刀の帶取に用ふるなり(白石の説)

鐵炮の火蓋 銃の中を空にする事火のしとみ又は雨の時覆をするなり外に雨中の仕懸有之秘事なり又火繩消しの穴火繩は何方にも消ゆべし秘事なる故にいはず鐵炮は油をはなしてはならぬものなり野山に出づるには油をしめしたる紙を入れ置くべき爲なり又臺裏のくはんはさつそくに懸くる時の爲也何にも丈夫に拵へたる



がよし○鐵炮のけんとう上の穴は夜中線香を入れる、爲なり夏は釜の尻を入れる光り木を入れたるもよしといふ  
疊のへり 高麗縁は白地に黒紋を織るなり(畧には染むる)懸細縁は赤地に黒黄の二色にて筋を織りたるな  
り厚疊のへりは此の二色なり

昔の太刀の身 目貫穴中にあり今の刀わきざしは指三つ伏にあり

刀の疵の名 月輪ツキ笹ササわねワネ歯ハひけヒケアマミンクアマミンク 悪目アクメ焼ヤクわれワレムメ金ムメカネシナシナへヘ菖蒲打ショブウチカナシミカナシミ付ツキ及ツキアブアブ  
ラシミ

天下の三腰 正宗マサムネ義弘ヨシヒロ吉光ヨシヒコ

ナ、ミモノ 是は元來蠻物にて蠻名マンケウと號し鐵を一寸四方ほどづ、に切り身内へまどふ様に仕立た  
り蠻國の着籠カサゴと見えたり今いふチョシミ具足なり

鞍馬鉾 鞍馬鉾と云ふは毘沙門鉾と云ふ事なり異國の製の鉾の惣名なり(百ヶ條妄説なり)

具足下小袖 具足を着るには常の小袖を首にかぶりて帯をして後かぶりたるをおろして具足を着れば腰に  
小袖た、まりて具足中にありてかろく肩ひけす

着込 着込鯨のひれ鱗の如く拵へ漆にてぬりて作るべし鋸のふるきを集め龜甲に切りて着込を作るもよし

背割具足 桶かは胴にして脊にて合せ合せめに大請筒を入れ旗さしに着するなり近代の制なりはたの上  
は綱四筋付けて四方へ四人にて引はり行くなり古へは小き手長はた一丈ばかりあるをはたさしの侍馬上にて持  
ちしなり

腹まきの脊板 昔はなし中興より脊板はあり太平記時代までは無之

總角の尺 三尺八寸のものなり

胴丸 今の具足の如くにててうつかひなし小ざね毛引にして胴を引き廻す故丸と云ふなり

杏葉の板 杏葉は鳩尾の板せんたんの板の畧製なり

鳩尾の板 障子の板は綿嚙の上ウシにあり鳩尾の板は弓手の相引の上ウシに付くる千たんの板は馬手の相引の上ウシに  
付くる

あふ付 あふ付と云ふは鏡付なり

田地一反 田地一反三百六十坪は一年三百六十日の民の食なり太閤秀吉一坪を六尺に定め稻葉美濃守五尺  
八寸に定むといふ

京間 京間一間は六尺三寸あひの間六尺田舎間五尺八寸なり

半弓の握皮 此の木にはとこのかはなり

千旦の板 鳩尾板長七寸ばかり小手輪長七寸五分ばかり小出羽中古より千旦の板と云ふ

檜の木 檜木出づる處天草(上品)日向(中品)土佐是は強けれども重くしてわろし熊野檜是をいちひ檜と云ふ  
随分よろし不案内者は天草の浮木など、云ふ武具にして至りて悪し此の外伊豆國よりも出づる(鏡屋太郎兵  
衛)

白鹽焔出所 奥州相馬(極上々の品)加州(極上)河内(極上次)丹波(極上次)武州秩父(下但し多く出づ)上州  
(中上)

太刀の鞘渡り巻 太刀の鞘にわたり巻をする事は鎧の草摺をとり付けたる太刀かけの革を金物にて摺り



損すまじき爲なりと

陣羽織 大阪御あつひの 具足にては不成又上下の場にて無之時用ふるなり板倉周防守殿諸役人の羽織の品を

分けられたり又さし物さ、す前立物を遠慮する時羽織を用ふるなり

鎧の大袖金物 鎧の大袖を付くるワナの金物をば胡頰こゝろと云ふ

馬をしづむる 馬のあしきをしづむるには甘草一味能き酒にて摺りて飼ふべし

かぶこの四天 かぶこの四天の紙の下の息出の穴より綿を出す赤熊付と云ふ(藤堂泉州家にて物頭役には

白熊の引廻と云ふものを免さる、繩に白熊を付て兜に鉢巻にするコハゼを付けてシクマ付ノワナに付くるな

り

なめり革 なめり革とは脛楯の力革の下の一文字の革をいふなり鎧の胴と云ふは前の三枚後の四枚なり餘

のかは、たてあげと云ふなり

覽管 又蘭管と背く小さきつゝらのこりなり今に神書講釋の時は是に入れて出で、ふたを取りて臺にして讀

むなり奉幣などの時宣命など入れ来るなり

はやにへ リロをせんじ膠ねりをとき弓を付くる(リロハオモトと云ふ草なり)

淺黄色 今云ふうすかさなり今云ふあさきはふたあひなりと〇貞丈云くフタアキハアサキに非ず今アサギと

云ふ色ははなだ色と古へ云ひしなりうすきもこきもあるべし

着込 象牙のばたんをならべ作りたるよし

鞭 頼政家集 藤鞭火桶頼政(常政いふ宇治川藤鞭桐火桶頼政如此五色をよめるといかに)「宇治川の瀬々のふ

ちふら落ちたざりひをけさいかによりまざるらん」

甲をぬくびにさる 甲をぬくびに着なしと云ふは矢を恐れず甲を打ちあふのけにかふるをいふ勇氣をほ

めたる詞なり

利満弓 同圖



弓二尺八寸 又二尺五寸

丸矢 長二尺一寸五分 又二尺一寸 羽長三寸  
管二寸五分 管二寸五分 管二寸五分

伊勢御神寶 伊勢太神宮の御神寶廿年に一度づ、被獻候山口越前椽と申す者調進之家

頼光の旗 多田の社に頼光の旗とてあり其の圖堅二尺六七寸ばかり横二尺ばかり攝州多田院

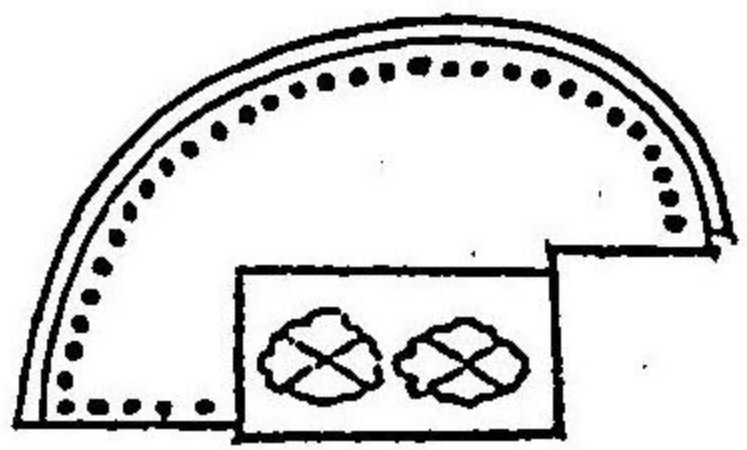
旗下寛弘元甲辰曆九月上旬

凜 風 源頼光判

散 花



爲朝の胄 鎮西八郎の胄なりとて御城にありといふ此の鉢サウカと云ふなり



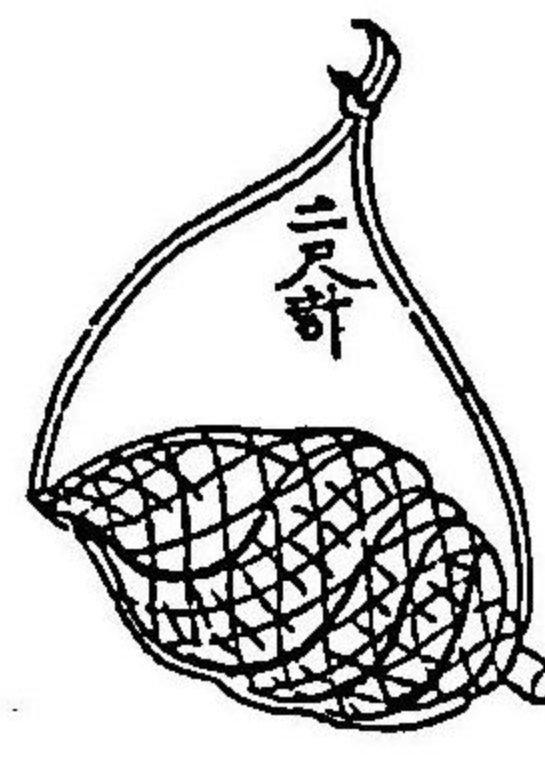
是は紀州雜賀にて張りし故なり今云ふ  
三枚ばりの雜賀鉢といふも紀州鉢なり  
一、曾ば十六間二十八間三十二間なり  
又八間六間なるあり信家百ばね形とい  
ふなり

九條院 九條女院皇子なり安元二年薨

刀に樋をかく事 或説にたごへば紙をそのまゝ平に持てばしなひて垂れ下る中をくぼめて持てばしなはずたれ下らず此の分は刀の樋も刀をつよくする爲なりといへり然れども紙と刀と一例にはいひがたし又或説に刀に樋をかく事馬上にてぬく時はぬけ難きものなり樋をつまみて二度にぬくなり又樋ある刀を抜き振れば鳴り音あり臆病もの恐るなり是亦一徳なりといふ此の説もいかゞ馬上にてぬけ安きほどの刀をさすべきなり又臆病ものは鳴音なくとも恐るべし亦唐土にては樋の事を血槽といふなり武備志に見えたり血槽と書きてちぶねとよむ血を入れる、箱の心なり人を切りたる時血が樋の中へ入りて流るれば刀に多く血凝りつかざる爲なり血にまみれて血こりつけばねばりて切れの障りになる事あるべしとの用心なり

太鼓の鉦 太鼓の鉦じめは悪し細か、りにしたるをよしとす雨天などにしめりて鳴らざる時か、りをしめて打つなり

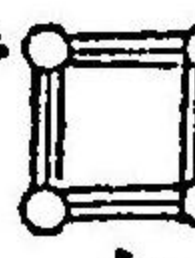
貝の圖



是は公儀の御貝を模す

八條流馬藝 上杉彈正小弼藤原朝定四代の後胤八條修理亮滿朝は左右なき馬の上手なり此の流を八條流といふ世上公家の八條殿に馬の上手おはしまして此の流をくむものを八條流といふはあやまりなり

鞍の作しばり といふは皮にてしぼるなり常のしばりに替る事なし大切なる故くらのそこねざる爲なり如斯なごしぼる時は結ばずして古き切をおしこみて留め置くなり○貞丈云く此の説非なり用ふべからず



水呑の緒 鎧の袖にある水呑の緒を總角へつくるを猿手むすびといふなり（私にワサキとも又カツク、シとも又カモサゲとも云ふ）

爪無鉈 豊後國佐伯の土民用ひし爪無鉈と云ふは太刀なり爪なしとは長刀の様にてさきを一文字に作る或は二尺或は三尺柄二尺五寸又は三尺ほどなりその寸法は我々がうての刀次第なり人も竹木も切る、金あひなり（大友與廢記に見えたり）

口取なしに乗馬 口取なしに馬に乗るには胸がひの下より手を入れしゆみの髪をしかと取りて乗るなり鞍廻る事なし

海驢 ヨチ古名なり アシカ新名なり 隠岐の國竹島より今も出づる白黒の二品あり敷皮などに用ふ雲州の家中にて其の皮をな



めして巾着にせしにインデイの如くにて見事なるよし

雨障子 雨障子をはるには糊に酢を少し加へたるがよしからかさつくろひにも酢のりよし

朔日十五日廿八日御禮 御當家朔日十五日廿八日の御禮出仕之事朔日十五日は昔よりありしことなり

廿八日の御禮の事は權現様三河に御座の時御家人皆々三河の内我在所々々に居てけり御家人は皆門徒家なれば廿八日寺詣して此の上下ついでにて御機嫌を伺ひしなり君も御待ありて御逢被遊しとなり此の例にて今も廿八日御禮あるなり或説に朔日は日の禮十五日は月の禮廿八日は星の禮なりといひて廿八日も上古より御禮ある事のやうにいふは誤りなり朔(朔日なり)望(十五日なり)の禮は和漢ともに上古より有之

幕の乳 廿八は廿八宿にかたどる其の内に牛宿にあたる乳を除く事一流の義あり日本には吉備公の相傳なりとて別に前後まじはる事あり中頃大内火災にかゝりし日は牛宿に當りし日なりしによりて牛宿を除きて廿七宿とせり徒然草大成に見えたり○牛宿を除く事古製になき事なり

うちくもりの紙 うちくもりといふはいはれざることばなり唯内雲と云ふよし是に内雲外雲の品あり雲がたのかしら内へ入りたるは内雲外へ出でたるは外雲なり物書に常には青雲を上紫雲を下にして書くなり凶事には紫雲を上青雲を下にして書くなり(鎌満云く凶事には紫雲を上にして書くなりといへるはかたよれる説なり紫を重くする事のある時は紫雲を上にして書く事なりたとへば伊勢ものがたりの春日野の若紫の云云など云ふ歌を書んには必ず紫雲を上にし吉凶にはかゝらぬ事なりとぞ)

ひやうこ付といふ事 ひやうこ付といふは京的の時上の矢代に勝を付くる事なり公文（モノ）か今日の御勝負はひやうこ付仕など、いふ事なり

障泥

障泥進物にするに昔は緒を通したり或時障泥獻上の時緒を通さずして上に如何と問はれしに使者申様緒通しは古きに似たりと云ふ是よりして小笠原殿にて緒不通のよし片桐短才もの語りなり此の短才は片桐主膳正父なり

朱印 朱印と今時いふは誤りなり古の印はみな朱印なり黒印は近代の事なり黒印と云ふ事出来たる世に至りて朱印といふ詞あり古へは印とさへいへば朱印なりされば古書には印とばかりあり朱の字は無之(金澤文庫佛書には朱印僞書には黒印なり黒印も近代に非ず)

魚の主人のひれの事 太平記に本間遠矢の條にみさご二尺ばかりの魚の主人のひれをつかみてといふ事あり庖丁人日根九郎兵衛殿に問ふに鯉に三十六のひれの名あり主人のひれといふは(真文非なり)くちの兩脇にあるひれなりういたさいたなど云ふなり祝言の時左右にて夫婦へ吸物に用ひ分る習ひありと

漆皮 二張立の弓かための皮なり壺弓にあり(壺弓は近代の物なり古代は一張にうつほなど付けたるなり又主人の持弓箆は調度懸の役なり弓立の壺など用ふと云ふ事無之)

時の數打つ事 晝夜九つを數の終として九に時の數を九々にて合するなりたとへば六つ時は六九五十四にて六つ餘るなり五つ時は五九四十五にて五つ餘るなり四つ時は四九三十六にて四つ餘るなり九つ時は九九八一にて九つ餘る八つ時は八九七十二にて八つ餘る七つ時は七九六十三にて七つ餘るなり

秩父が高衡の太刀 諸劔目利書に高衡は片は平棟片は鐙あるを云ふ

細長 細長と云ふものはうふきなり家千代君御誕生の時天子より被進むつき二つそへられたり是は四方なるものなり襦袢の事なり(細長をうふきの事といふは非なり細長は狩衣の仕立にてすそ長きものなり是禁中にて



童女の裝束なり夫をうぶきにも用ひらる、なり)

夏越の祓 夏越のはらひは土御門の家にてはらひをするなり將軍家へも使者にて下るなりちがやの四尺ばかりなる輪大なるかはらけにわらのねぢたる有るなり是を大ねぢ小ねぢといふよしなり

馬を引くにもろ口のり口 馬を引くにのり口に引くもろ口に引くと云ふ事盛衰記にみえたり大岡備前守殿の説にはもろ口は常の如く兩口取りたるなりのり口と云ふは鏡の所へ下りてさし繩を取りたるなりと云ふ又齋藤主税が説にもろ口はさし繩をさし引くを云ひのり口は手綱にて引くを云ふともいへり何れが實なるやしやくま付 貞丈按にかぶとの四天鉦の下にしやくま付と云ふわな有り是は夏日の軍に冑の上に笠を着る時の爲なるべし笠に四つ緒を付け緒の端に竹釘を付けてわなへさしこみ置いためか古軍中にあやる笠を用ひし事あり冑を日にやけさせまじき爲なり又母衣を付くる爲なり

寅の字 寅の字の代に日本の俗才の字を用ふる事刃は火のしのごとくなる器なり軍中にて湯をわかし食物をも煮る物なり是をドラのごとく打ちて鳴物にも用ふるドラと云ふ意にて寅のかはりに用ふるなるべしと云ふ説あり

抹額 唐のはちまきなり額にあたる所に金物あるなり軍に用ふるなり  
鏡のほろ付の穴 鏡のほろ付の穴打死の時母衣の波た、すの緒を付くるなり(軍家の説なり) 又繩を轡に付けてほろ付の穴に結び付けて足にて馬の口を乗る秘してほろ付の穴と云ふ(奥州馬乗の説なり)

馬の乗すまひ 馬の乗すまひする時沓うつ體にてより足ををりさし繩にてく、り乗るべし秘なりかんはと云ふ

半首(アツ) 八鉢かねなり鐵面と云ふは非なり

面頬(ホウ) 鐵面なり額までかくるなり目の穴あり今の面頬は目の下のほうあてなり今の猿はうは半ほうなり

山鳩色 山鳩は脊もえぎにてムチ黄なり依之麴塵を山鳩色と云ふ

タラシ 萬葉集御執の様の弓の云云

田の毛見 田の毛見の時坪かりして五合毛ある時は五六三十と見れば一反にて子へりまで立て三斗取と米に見え申候六をかけて何程にても見ゆるなり六合あれば六々三斗六升とみえ申候

寐小便の藥 うさぎのふん一味粉にして寐小便する者さゆにて用ふれば妙なり大澤壽仙度々用ひて效を見しとなり

料籐 此方にて弓などを巻く籐なり唐にてはつるになる物をば皆籐と云ふ又籐正字通に云く徒登切音藤莖生似竹又竹器とあり

刀劔折紙代物貫積の事 永樂錢にてはなく當五錢とて一文を五文に當る錢古へありしなり異國の錢なり

此の當五錢にて積りたるなり當五錢貳百文を一貫に遣ひしなり此の積にて金一枚は十兩なれば十兩は則ち二十貫なり金五枚は百兩金七枚は七十五兩百五十貫なり金一枚俗金十兩爲一枚四十七分なり○文獻通考に云く崇寧四年荆湖浙當十錢并改作當五錢

永樂錢 永樂錢の事一貫文を以てびた錢四貫文にあつる則ち當四錢也一貫文を金壹兩とす其の時の相場次第五錢六錢にも當るべし唐の法にて年號改元には錢を改め錢の中の文字を開元天德政和元祐永樂等年號を註せりされば錢品々ある中にとりわきて永樂を關東にて重寶せし事不審なり然るに唐の年代記をみるに永樂は明朝の



代三十三年に當てはじまる此の年日本應永十癸未の年に當り此の年八月三日唐船我が朝へ來るさて又同年中日本より唐國へみつき物を納めたり此の船どもに彼の永樂をつみ來りけるが慶長十一丙午年までは二百九年になりぬ年寄りたる人云ふやう近き年まで關東にびた永樂とりまじへ同じほどに遣ひしが在々所々に於て善惡をあらそふ事止む事なしその頃東八か國の守護北條氏康公仰せけるは錢は品々有之といへども永樂にますはあらし自今以後關東にては永樂一錢を遣ふべしと天文十九年高札を立てられければ關八州の市町にて永樂を用ふ此の儀近國他國へびたの中より永樂をえり出し用ふる故にびたいつとなく上方へ上り關西にて遣ひ永樂は關東に止まり用ふ然るに今は天下一統の世と成りてこの二錢を遣ふされども永樂一錢のかはりにびた四錢五錢つかふ是により善惡をあらそひえらび萬民やすからざる由開召しびた一錢を用ふべし永樂禁制と慶長十一年江戸日本橋に高札立てられ夫より天下の永樂すたる永樂錢目につけ鑄物師かひととりて萬の道具とす慶長迄五十六年永樂を用ふとかや

錢九十六文 錢九十六文を百文と云ふ事は上杉憲政の家老長尾意玄といふ者制を立てしより始まる長尾が云く敵國に入り町人地下人逃げ散り其所に居らざるには小身の中間少しのものをも買ふべきやうなし然れば取りしづめて豊ならぬは代物は遣はれざる者也ゆたかなる世には關漏ある事長久の政なれば代物九十六文にして四文づ、かけみも然るべしそのうへ三十二文づ、三つに分け又三十二文を四つに分ければ八文になるなりかくては遣ひ様もよしとて九十六文をもつて百文とし九百六十文を壹貫文と定めたり是れ天文年中の頃なり唐土にも此の例ありしが九十文或は八十文或は五十七文なるもあり是を省陌と云ふ明の揚升菴が丹鉛惣録に見えたり稻一束 令に曰く凡田長三十步廣十二步爲段十段爲町(義解云謂段地種稻五十束束稻春得米五升也則於町者須得五百束)段租稻二束二把町租稻二十束(義解云謂田賦爲租)○瑾囊抄に云く四銖爲一分四分爲兩十二兩爲一長十六兩爲小一斤三斤爲大一斤四十八兩也大十斤爲稻一束一束粗一斗春ツホフスレハ五升○勢州土人云く稻一束と云ふは一把を十二合せて一束とす(十二把なり)一把と云ふは手に能くつかみて三つかみを一把と云ふ凡三十六つかみを一束と云ふなり田一反にて勢州の邊は三十束刈と云ふ

代の事 一代(一坪一尺二寸なり)二代(十四坪二尺四寸)三代(三十一坪三尺五寸)四代(三十八坪四尺八寸)五代(二十六坪一畝なり)六代(四十三坪一尺二寸一畝七步餘なり)七代(五十坪二尺四寸一畝十四步餘)八代(五十七坪三尺六寸一畝廿一步餘)九代(六十四坪四尺八寸一畝廿八步餘)十代(七十二坪二畝なり)二十代(百四十四坪四畝なり)三十坪(二百十六坪六畝なり)四十代(二百八十坪八畝なり)五十代(三百六十坪一反なり)

八道行成 和名抄に曰く内典に曰く 拍毬ウツチ擲石シウチ投壺ツボウチ牽道八道行成戲笑悉不觀作と見えたり武州埼玉郡邊にてサスカリと云ふ十六むさしと云ふ物を十六サスカリと云ふこれなりヤスカリ歟相州鎌倉の邊にては二ツサと云ふ二人にて三ツづ、石を六ツ持なれば二三と云ふ心か郷談にて名替ると見えたり十六むさしをば牛追二ツサと云ふ

枿の事 江戸にて金はりたる枿をカナパンと云ひかねはらざるをむさばんと云ふ近江の武佐枿と云ふは八合枿なり是は近江一國の枿なり國の高八十三萬二千二十石を百萬石につめたきとの了簡なり按ずるに家中物成渡に徳分なり四斗俵をつめて三斗八升俵にして渡す三つ二分成るなり四八卅二となるなり

田地石盛の事 石盛を遠して何程と高を知る事この石盛と云ふは檢地の節田畑ともに上中下下々の四段或



は七段に見分け檢地致候時大法上は十五の盛中は十三の盛下は十一の盛下々は九の盛と二段下りに石盛を付候  
たとへば

上田一反分 分米一石五斗 中田一反分 分米一石三斗

下田一反分 分米一石一斗 下々田一反分 分米九斗

如斯なり分米は其の田地より出づる分米なり

三方ヶ原御合戦

此の時石川伯耆守尾張へ御使に遣はされ候時打死も難計死後ゆかけの緒の留様不知といはれん事口惜とて其の時美濃に土岐殿被居しに立寄りて傳授うけて行きしとなり昔の人は如斯たしなみきとぞ(武家閑談にあり)

馬の藥 馬の脊をすりこわしたる時付藥は三年味噌とうがらし五六十黄柏少し入れ黒焼にして付くるなりいゆるものなり

結馬に大妙 馬石を能々細末にし暖酒にて用ふ通る事如神

金座由來

權現様御代文祿二癸巳年初めて金銀の改被仰付同四年江戸駿河兩所にて小判拵立申候金の位小判一兩の目御直に奉伺相定り候此の小判に墨にて光次判と書記申候是を武藏判と名付候慶長五子午右墨判にて記候を極印と直し候様にと被仰付候此節一分判初めて仕立候江戸京佐渡三所に役所立て小判一分判とも拵候慶長年中被仰付候儀に付て慶長金と稱候此節金座の者ども分一金の事奉伺相極り候右の格を以て分一金を被下置候

大判 後藤四郎兵衛同庄三郎兩人云く大判の儀信長の時より私先祖相極候

大佛判 四郎兵衛云く大佛判の義太閤の時分私先祖德乘相極申候極印の桐も德乗作にて御座候大佛供養入用の爲拵申候故大佛判と申候常の通用の大判よりは金の位よく御座候

小判 庄三郎云く先祖庄三郎被仰付候以前にも小判と申事御座候哉承傳へ不申候

壹分判 庄三郎云く慶長五年より出來仕候

續日本紀 卷三文武天皇慶雲四年甲子給鐵印于攝津伊勢等二十三國使印牧馬贖

本多家來の歌 本多平八郎死去の時追腹切りし家臣は大谷三平といふ士なりその草履取又追腹をきる時辭世「死にともなあら死ともなさりとは君のなさけの今はうらめし」

人魂 享保十七年の頃將軍家御鷹野とて御成ありしに松平伊賀守殿御小納戸御供番にて早朝に出でられしに屋敷は駿河屋敷前の土手に首縊あり御場にて言上せられしかば上意に其所に人魂あるべしはやく歸りて首縊の下を掘らせ見出すべしとありければ早々歸り掘らせしに三尺ばかり下の土中に茶碗ほごなる丸きものは赤土の如くふなくせしものあり是れ人魂なりと云ふ其の時伊賀守殿に奉公せし杉山嘉内といふ者その奉行せしと云ふ嘉内今は進喜太郎殿に奉公しても語なりかの玉を丹羽松伯老にみせしに人魂なりといひしとぞ其の節松伯

參り合せられしとぞ此の人魂うづまりある處には必ず首縊度々あるものなりと云ふ松下殿の屋敷前に松の木に度々首縊りしはかの人魂ありし故なり其の節人魂を取り出し松の木をも伐られしより首縊りなしとぞ

米穀一石 米穀など一石といふに石の字を用ふるは秤目のおもりに石を用ふる故なり又一斛と云ふは枡にてはかるをいふなり

弦卷

杉村三郎右衛門云く對馬州に入幡社ありその神寶に弦卷あり神功皇后の御物なりと云ふ銅にて作り徑



八寸ばかり鰯口のやうなるものなり

シヨモシ 正月左儀長はやす時赤熊かふる役人なり

ユクノユ 甲州河内村大聖寺と云ふ甲州の山にゴクノユとて蔓草あり切れば切口より白き汁出づ味甘し樵

夫飢ゑたる時ゴクノユを尋ねて切口をなむれば腹滿ちて飢うる事なしと云ふ甲州河内邊の者すべて小兒煩ふ時

はこの汁をとりて用ふ脾胃を養ふと云ふ切りて間あれば白汁出でず切りて直にとるべしと云ふ

義經の小手 南都觀修坊に義經の小手あり家地袖袋あらくとしたる筋を織りたる絹なり此の緒を雪の下

と云ふ今は右の小手修覆して淺黄地に藤巴の紋ある家地なり本は筋織りたる家地なりきと岩井善六ものがたり

しき

唐弓 唐弓のニギリに付くる木の皮は榕樹と云ふアカフといふ木の皮なり榕皮と云ふなり美男かつらの如く

なる木にて大木なり

馬の口きりたる治薬 馬の口きりたるを治する薬女の髪の中に入る、小枕のふるく油じみたるを黒焼に

してサルボウ等分にして付くる妙なり

長卷 三尺餘ありし刀をさやなしに柄四尺餘にしてかち立の士にもたせしなり信長好みて御先に百人たてら

れしとなり

ゆがけの緒留 ゆがけの緒出陣に出とんぼう歸陣に入とんぼうに結ぶ事小笠原流の習なり

駒乗込 前をこらせ度々は前ふしのたけ程ある水にて乗込は前をとるなり足の筋切る事悪し

金子の名 船印子花印子大佛判古大判新大判武藏判駿河判甲州判京小判佐渡判

保田家の紋 おほすなかしと云ふ其の形嶽如斯是は蛇籠の杭ばかり付くるなり古へは



如此蛇籠に杭を

打ちし形を付けしなり

釘のぬき様 釘を打ちたる木の釘をぬきをこなひて折れ残りたるにしそくをとぼして其のしそくのあぶら

を釘穴へたらし落せば折れ残り浮き出づるなり

くつわの立聞の輪の用 くつわの立聞の輪わりてあるは立聞なしにおもづらに仕懸くる時おもづらを彼

のわれめより入るべき爲なり

テリアカ(阿闍陀のなり) 疱瘡初の内水にてとさ少し用ふ千人に一人怪我なし

和尚 フシヤウ禪淨土宗にて クハシヤウ天台華嚴宗にて フシヤウ眞言律宗にて 如斯替るなり

雨皮形笥 雨皮は厚紙を四枚つぎて油引くなり先達の名を書きつけて山野に宿るなり弟子は是より小さく

するなり形箱ガケッコは經佛具を入る、箱なり密函と云ふなり長さ一尺八寸横六寸深さ六寸也一尺八寸は大界を表し六

寸は六天を表す又六寸は六波羅密を表すと諸の抄に見ゆ

かゝみはいたて 此の物はかはらはいたての様にして先のかゝみたる物なり

あらししようや引かんごてと云ふ詞 熊坂の謠にありしようは枝葉なり盛衰記入道院參の條に成親卿

謀叛は中の枝葉なり云云(以上錦芥抄)

日本一のかうの者 平家物語篠原合戦の條にあつはれおのれは日本一のかうのものどくんでうつになう

れと云ふ事あり貞丈按にくんでうつにとよむは非なりくんでうつになうれとよむべし日本一の剛の者と組て討

におのれといふ事なり何々なうれと云ふ事古の俗語にて略言なり(猿樂の狂言にていふ詞なり)



こさんなれと云ふ詞 平家物語其の外古書にあり貞丈按にこの字濁りてよむは非なりこさんなれと云ふはこそあるなれと云ふ詞なり何々こそあるなれと云ふ詞なり

禪家七堂 佛殿法堂僧堂庫裏三門西淨浴室

眞言七堂 金堂講堂五重塔大門經藏(鼓樓)中堂鐘樓

七堂伽蘭 庫裏惣堂西淨山門八塔佛殿湯屋

唐様七堂 東方丈西方丈鐘樓鼓樓方塔佛殿山門

鎧を着る事 昔は人不鍛練にて天井に釣りてわが身を入ると云ふを人笑種に云ふ事なり武事鍛練の人に問へば急なる時は釣り置きて中より身を入る、事尤よしとぞ

辨當 此のもの信長の時分は無之安士に出來の辨當と云ふものあり小芋ほどの内に諸道具をさまるを云ふ偽ならむとて信する者なかりしとなり

挾箱挾板 挾箱と云ふものもなし挾竹と云ふ物用ひしなり挾箱は大阪の津田長門守初めて作りしとぞ老人雑語に見えたり此の書の事前文にいへり

陣小屋取置 陣に小屋取置して馬二駄に付くる様に拵へたる細川越中守なり一間半に五間之柱は檜木を細くして根に鐵を以て石突をなす上四方桐油布有り本國と京と江戸三箇所に拵へおけり

### 安齋隨筆卷之三十一終

### 安齋隨筆卷之三十一

肩衣之事 近衛の龍山は三邊院殿の父なり衰微の時薩摩におはします今用ふる肩衣半袴は龍山初めて作り給ひしなり素袍の袖とりそれにひだを加へたるなり云云此の説非なり肩衣は夫より昔より在りしなり且昔はひだはなかりしなりひだは近代なり○ヒダをとり始めしは龍山公が鎌倉年中行事にきんらんの肩衣みえたり

火を持様 六寸廻り程の竹のふしを一つこめ切りてたらの木を炭にやき粉にして右の竹の筒に入れて竹を上皮けづり薄くしてふしの方に緒を付け木口に火を付け持つなりさうの火と云ふは是なり

酒を持様 そば粉か葛の粉にてもよく酒をひたし幾へんも酒につけはし香色に成程にして其の上を紙にて張り置き用の時小刀にておろし湯にても水にても入れて呑むなり酒に粉をひたし干し付かせては又酒をひたすなり

湯を早くわかす法



柄杓に水を入れ厚紙にて柄杓の口を包み緒にて紙のまはり結びてうつぶけて紙の方を炭火にてあぶる水は紙のぬれるほど一ぱい入る

矢の羽くさひ



此所ソキ方ヲスリモキト云フ  
又カキトモ云テ葉ノ草葉ニ  
一ツキル 一クサヒ  
三ツキル 三クサヒ  
鳥羽は一くさひとは羽を一つきりすつるなり雑羽は三羽切りすつるなりさすれば羽屏風なく直になるなり此の圖の如し



弓ひたい木 上二寸八分下二寸五分はす一寸二分下六分〇弓七尺五寸矢二尺七寸五分皆我が手の寸尺なり  
右に云ふ所のひたい木はすは尺の寸にて云ふなり

拵弓鏑籐の巻様 ひたい木の半分もちり籐にするなりひたい木と竹の切りつめ所真中にあてもちり籐遣  
ふなりさるに依りてひたい木の上何寸あく云ふ法はなし

浮くつ 三尺手掛を袋にしてこはちふくべをいくつも入れ我が胸に合ふほど入れて結び付けたるがよし高  
く付けたるがよしと云ふ〇又大なる鉢ふくべを麻の網に入れて腰より上に付くるもよし水に入り心見よき程に  
付くべし

鹽焔(テッホウクスリ) 加賀のさほど云ふ極上なり細きがよし

硫黄 うのめたかめと云ふ極上なり

鹽焔に鹽氣あるは悪し 鹽の取り様大方釜に入れ笹の葉入れて煮流すなり作兵衛家法にてには二三  
本入れて煮候へばごろけ候時此のにははに鹽氣とれるなりさてそろく煮候へば鹽焔みなくとける夫れを  
櫃の木の桶に入れ板蓋をしてむしろを懸けさましめたる時タガをさければ鹽焔は内にとまりあくは流れ出づ  
る又鹽焔煮るあくはわらをたきたれてそれと鹽焔一所にして煮るなり右の鹽氣取れたる鹽焔を鍋の内へ入れ水  
ひたひたに入れてとろく飯焼く様に煮るなりよく煮候時石のうすにてつき申候此の時灰を入れてつくなり

硫黄拵様 硫黄は随分こまかにしてよし石臼にてヒキ絹ふるひにてふるふ鹽焔よくつけたる時入る、なり  
シトの事 おねばは悪敷候やはらかなるめしをたきそれをよく洗ひ入れてつき申候かたまり候をシンチウ  
の庖丁にて刻み細くなるは又入れつきかため申候尤あきらむるひにてふるひ天日に干すなり飯を洗らはざれば

まんべんに不入なり

石臼の仕懸様 臼の仕懸は石の臼をすゑはねぎねにて兩人にてつき申候はね杵と云ふは經師屋のさけつ


ちの様拵へ竹の先に付申候杵長きがよし(右一件作兵衛傳是を養合と云ふなり)

樽族戸次郎 (保元平治の勢揃の條に見ゆ) 毛受(秀吉の比の人の氏)

蝦夷毒矢 蝦夷人の矢の根に毒をぬりて射るに其の毒は番椒蜘蛛附子この三品なり此の毒にあたりたる時  
は大蒜をすり鉛をませて付くる毒解する事妙なり毒の所は肉をエグリとりて薬を付くるなり

浮世袋 浮世袋と云ふもの絹を三角に縫ひて綿を入れて上の角に糸を付けたる物なり何の所用なく小兒の  
玩物なり大嶋求馬の説に(大嶋求馬又の名は原口治右衛門と云ふ雍州府志作者なり)昔は遊女とたはふる、を  
うき世ぐるひと云ひしなり傾城の宅前には柳を二本うえて横手をゆひのれんをかけそれに遊女の名を書き其の  
下にうき世袋といふものを自分の細工にして付けしなり是を世にうきよ袋と云ひならはしたるなり(鎌滿云ふ  
うきよ袋の事岩瀬醒々齋が骨董集後篇にも見ゆ参考すべし)

俵めぬき 衛府の太刀のつかの傍に俵の形の如くなるものを上より下までならべて打らたる金物を世に俵  
めぬきと云ふ  如斯なる形なり是を化粧目貫とも云ふけしやうとは化粧にて飾るを云ふなり是かざりに

は非す柄をにぎるに手たまりありてすべらぬ爲にしたる物なりめぬきには非す目貫は別にあり俵の形のみには非  
す  如斯竹のふしの形にしたるもあり四つ又は五つ又の方に並べて打つなりみねの方にはなし表裏ともに  
同じ是はなれば迄ぬき通さす柄にばかり打つたるものなり是れ手たまりの爲なり糸にて巻かざる太刀の柄に必  
あり



分銅鏢 衛府の太刀などのつばの形を世にふんどう鏢といふ分銅の形に似たる故なり

ふし汁 芋がらに赤小豆を入れたる汁をふし汁と云ふふしとは芋がらの事なり

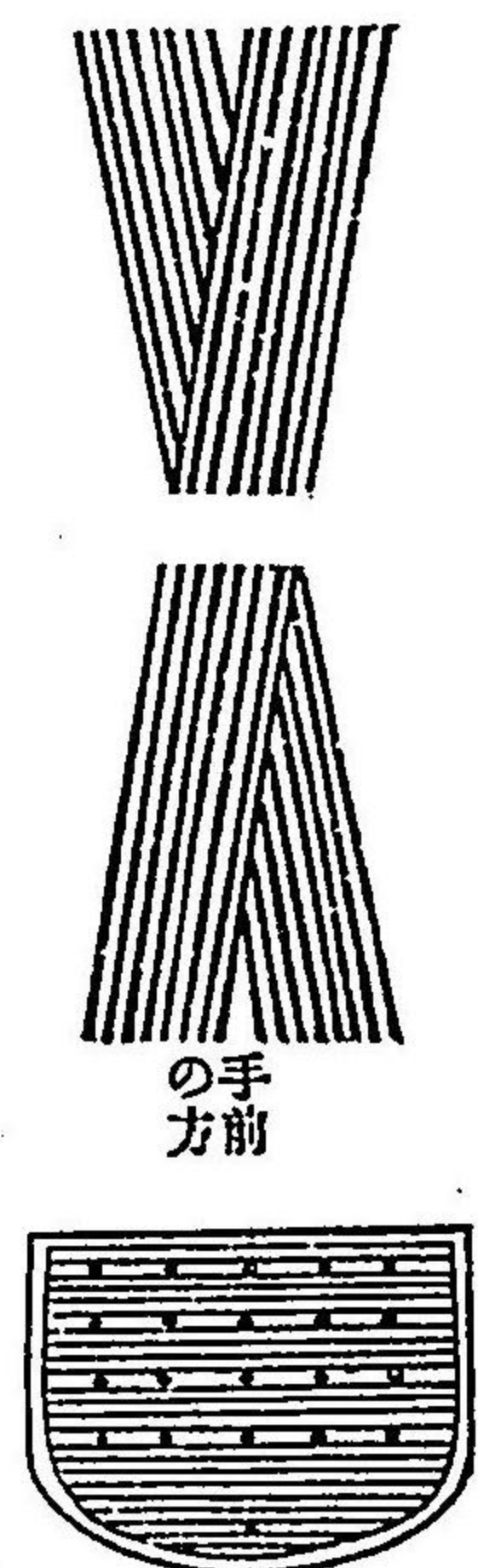
鋪首 (門の乳の如くなるクギかくしなり) 魚鑰 (エビチャウなり)

猿樂謠の字敷 猿樂の謠の字敷十二字〇九字〇七字〇五字にも作れり十二字本地九字片地七字引取五字送り一に九字送りと云ふ

昆布 庭訓往來に宇賀昆布とあり蝦夷隨筆に昆布は西海にはなく東海路箱館の外海より蝦夷地へかけ四五十里の間昆布の場所あり庭訓

江指松前領第一の湊な、  
北國の賣買船入津ゆゑ至極繁昌なり數の子ニツシンカラサケ昆布臘臍(オットセイ)右の  
外品々諸國へ積み、  
この社(八幡住吉天照)三社なり社人藤枝豊後とあり

平胡篠矢が



クシカタテ下シキリ  
ニ入ル、ナリ  
如斯まづ矢をさして次に矢がらみの  
末を左を右へ右を左へ粗み返して矢  
の筈の方兩方へひくやうにして

右の如く并べて次に又矢がらみの末を矢のうしろの方にて左を右へ右を左へ引きちがひてかすがひの外の方よりむなにして入れて鳥の金物にかく(ふとんばりなどのかゝりをしむる事の如し)次に蝶の金物つきし方の緒(矢がらみの末なり)を矢の上へ引き廻してうしろの穴を通し次に蝶のなき方の緒を四筋の糸二筋づ、引きわけて中の所にて蝶をさしはさみその末を又うしろの穴を通す次にうしろの穴より外へ引き出したる左右の緒を

前に引き出して上差を四筋の中へさして上差の上をとけぬ様に正面まん中にて結ぶなり〇紫草は本法裏をうつ心にて縫ひく、むるなり是は肩にかくべき料なり〇九緒は前の穴の中の二つの環を引き返して腰をめぐらしてしむる料なり

うたひ物の事(婦人養草)

水宴曲當世しる人まれなりその譜(シヤウカの事なり)の辭に「水のすぐれておぼゆるは西天竺の白鷺油じんしやう許由のすみわたる昆明池の水の色行末久しくすむとかや賢人の釣をたれしは藤綾瀬の河の水月影ながらもるなるは山田のかけ寛の水とかや下葉をとづるは三島入江の氷水はるたつ空の若水はくむともくつきせじつきもせじ」〇今やうの辭にや「春のはじめのや梅の花やよろこびひらけてみなる花又御前の油なるうす氷心どけたるやた、今かなてたるた、今よりこむる又蓬萊山にはちどせふる萬歳千秋かさなれる松のえたには鶴すくひ岩ほのそばに龜遊ぶ靈山み山のや五葉の松やち、葉なりと人はいふわれも見るち、葉なりとぞ折りもてこむねやのかざしにまつさ、ん」〇雜藝と云ふ物の辭に「二にびんさ、ら。あゆかせばこそ。ゆかせばこそ。あいさやうついたれ。やれことうや。二におもひの津に船のよれかし星のまぎれにおしてまゐらう。やれことうとう。三にいたちなんをしの鴨とり水まさらばとくぞまさらむ。四に白うすやうしゆせんじの紙まきあげの筆ともるかいたふでのちくやれことうとう」右二人してうたふ事もありと聞きたり是を助音と云ふ(シユゼンジの紙平家物がたり五節の條にあり)〇うたひ物に東遊 古柳 田歌 早歌 など云ふあり(以上婦人養草なり)早歌と書きてハヤウタとよむは上古のうたひ物なりサウカとよむは中古地下の謠物なり

朗詠 朗詠とは詩歌をうたふなりたとへば嘉辰令月歌無極と云ふ詩をうたへば三反詠するなり初反は令月



の句より喚頭としてうたひ出して二反目は嘉辰令月と又是れを詩の喚頭からうたふ又第三反目に歎無極の句と  
り出だして云ひをさむるなり

和歌披講 和歌を披講するといふは歌をふしを付けてうたふなり飛鳥井冷泉家等にうたはせ給ふなり曲  
節はまなふべき事なり口傳ありとぞ

詩にふしつくる事 唐にても詩にふしをつけてうたふなり其のふしは平上去入の四聲に従ひてふし出で  
くるなりうたふ時のふしの爲に平仄韻字のおき所を定めたるなり此のおき所違へばふしたがひてうたはれぬな  
り平聲は聲の調字平らかにて上りも下りもせずシリ聲を長く引くなり上聲はシリ聲上るなり去聲は下るなり入  
聲はシリ聲ツマルなりツマルとはたこへばようど引かずしてよこばかりいひによよど引かずしてよとばかり  
いふ類なり日本人の詩は四聲叶はざる事あり唐音にてうたふにうたはれぬ事あり唐音をよく學びたる人の詩は  
日本人の詩にても唐人にうたはするに音韻よく叶ひて唐人の詩に違はずしてよくうたはる、なり唐音を學ばず  
して詩作るは無益の事なり唐音の四聲たこへば

一平聲

上聲

去聲

入聲

唐土歴代の事 唐土にては天子一姓に非ず他姓の人或は禪を受け或は天子を討ち亡ぼし國を奪ひて天子と  
なりて國號を改むるなり日本にては神代よりつゞきて一姓の天子なる故國號ヤマトと云ひ傳へて改まる事なき  
なり○堯舜より以前は國號さたかならず總て代の名と云ふは國號の事なり○唐帝堯の時國號を唐と云ふ○虞堯  
天下を舜にゆづり給ひて舜の時國號を虞と云ふ(唐虞を二代と云ふ)○夏舜天下を禹王に禪り給ひ禹の時國號  
を夏と云ふ○殷禹王十七世の孫桀王惡行ありしにより湯王桀を亡ぼして立ちて天子となる湯王の國號を殷と云  
ふ殷を商とも云へり○周殷湯王三十世の孫紂王惡行ありしに武王紂を亡ぼして立ちて天子となる武王の國號を  
周と云ふ武王十二世の孫幽王までを西周と云ひ平王都を東都に移す是より東周と云ひ合て三十七主夏殷周を三  
代と云ふ○秦 秦の始皇帝周を亡ぼして天子となり國號を秦と云ふ○周の末より秦天下をとする間をさして戰國  
と云ふ○前漢秦三世にて亡びて漢と國號を改む漢の高祖天子となり漢十二世にて王莽と云ふ人天下を奪ふ是ま  
でを西漢と云ひ又前漢と云ふ○後漢 光武帝王莽を亡ぼして又漢の代となす是れを東漢ともいふ○三國 後漢  
十二世にて魏の曹操蜀の劉備吳の孫權天下を争ひとらんとす此の時をさして三國の時と云ふ○魏 曹操遂に天  
下をとりて國號を魏と云ふ○晋 蜀は二世にて魏に降參して魏は五世吳は四世にてともに降參して晋の代とな  
る是れを西晋と云ふ○吳 東晋 西晋四世にて亡び晋の元帝立つ是を東晋と云ふ○宋 東晋十一世にて劉裕天  
子となる是れを宋と云ふ(又劉宋と云ふ)○齊 宋八世にて齊の世となる○梁 齊七世にて梁の世となる○陳  
梁四世にて陳の世となる○吳 東晋 宋 齊 梁 陳を六朝と云ふ○隋 陳五世にて隋の世となる○唐 隋  
三世にて唐の代となる是を李唐と云ふ○五代 李唐廿一世にて亡び其の後に後梁(二世)後唐(四世)後晋(二世)  
後漢(二世)後周(三世)の時と云ひ又五季と云ふ○宋 是を趙宋と云ふ五代亡びて宋の代となる○元 宋十八世  
にて元の代となる○明 元十世にて明の代となる○清 明十九世にて清の代となる今のカラの國號なり委しく  
は資治通鑑歴史綱鑑などを見て考へ知るべし

經書 經書は四書五經六經十三經

四書 論語 大學 中庸 孟子

五經 詩經 書經 易經 春秋 禮記



六經 右の五經に樂記を加ふ樂記今は亡びて禮記に少し殘れり

十三經 孝經 論語 孟子 毛詩 尚書 周易 春秋 左氏傳 公羊傳 穀梁傳 周禮 儀禮 禮記

論語 四書にては朱子の註十三經にては何晏の註

大學中庸 もとは禮記の中にありしを程氏別に出だせり

孟子 四書にては朱子の註十三經にては趙岐の註

左傳 左丘明が傳へたる春秋の傳なり

穀梁傳 穀梁赤が傳へたる春秋の傳なり

公羊傳 公羊高が傳へたる春秋の傳なり

詩經 孔子の集め給ひしを毛萇と云ふ人傳を作りし故毛詩と云ふ

尚書 上古のフミと云ふ義なり書經の事なり

周易 易經の事なり周の世にて撰ばられし書なり變易とて陰陽五行の變化する道理を説き占に用ふる書なり

世俗のウラナヒの類に非ず

春秋 魯國の日記なり孔子是を削り正し書き改め給ひしなり

廿一史 支那の代々の記録なり史記(司馬遷作)前漢書(班固作)三國志(陳壽作)晉書(唐太宗御撰)

宋書(沈約作)南齊書(梁蕭子顯作)梁書(姚思廉作)陳書(同上)北魏書(魏収作)北齊書(季百藥作)周

書(令狐德作)南史(季延壽作)北史(同上)隋書(魏徵作)唐書(歐陽修作)五代史(同上)宋史(托克托

作)遼史(同上)金史(同上)元史(王祥作)明史(張廷玉作)明史を加へて廿二史と云ふ

子類 老子 列子 莊子 楊子 文中子 荀子 韓非子 墨子 管子 淮南子 孫子 吳子 尉繚子

などの類の書を云ふ皆其の人の名を書の名としたるなり右諸子の中にて五品にわかれ孟子荀子楊子などを

儒家と云ひ管子淮南子などをば雜家と云ひ老子莊子列子などをば道家と云ひ韓非子などをば法家といひ孫子吳

子尉繚子などをば兵家と云ひ子類を集めたる書に十九子全書廿九子品彙諸子彙函など云ふ書あり

集類 是は古人の文集の事なり文集は屈原が楚辭荀侍中集沈記室集稽散集などを始として數ふるに遑あらず

諸の文を集めたる書には梁の蕭統が文選漢魏百二名家漢魏六朝文集等なり

新註古註 宋の世の學者程子朱子張子などと云ふ人の註したる書をさして新註と云ふ宋の世と云ふに二つ

あり初の宋を劉宋と云ひ後の宋を趙宋と云ふ程子朱子は趙宋の人なり此の時代に至りて儒學の風古代とは變り

たる説ある故に新註と云ふ古註とは漢魏晉等の世の人の註を云ふ漢の孔安國が尚書の註魏の何晏が論語の註晉

の郭璞が爾雅の註などのたぐひなり

學文派の事 古學朱子學陽明學等なり漢魏晉等の世の學者の説を用ふるを古學と云ひ孔安國董仲舒鄭玄趙

岐何晏などの學文を古學とす

朱子學 又朱學と云ふは宋の朱熹の説を用ふるを云ひ宋儒の學とも云ひ程朱の學とも云ふ程子と朱子と同

説の人なり性理の學とて人と生れて備りたる性を明かにして悟りて道を行ふを云ふ本然の性氣質の性と云ふ事

を立て、教とす

陽明學 明の王陽明と云ふ人の學文なり専ら良知良能と云ふ事を説きたり人々生れつきたる智慧を養ひそ

だて、萬事を行ふ事ををしへたり



山崎派 山崎嘉右衛門と云ふ人の學文なり敬義と名乗を云ひしなり開齋先生と號す専ら朱家の學を貴びて人を導く此の人後に神道を學びて名を垂加と改む是より垂加流の神道と云ふ事弘まれり(三元神道と云ふ)此の人はじめは禪僧なりしが佛道を歴て儒道にわたリ神道に入りて終られたり長生ならば諸道にわたるべきを僅に三道にて終りたり此の派にては詩作る事を甚だいやしめにくむとなり古の程子朱子は詩作らざりしにや

○徂來派と云ふは荻生總右衛門物部茂卿の流なり○伊藤派と云ふは京堀川伊藤仁齋文藏の流なり

軀 萬葉集に云く和銅元年戊申天皇御製

丈夫之軀乃音爲奈利物部乃大臣楯立良志母

源俊賴詠賭弓歌に(散木集俊賴家集第九雜上又夫木集第一承久四年百首賭弓)引きならず手束の弓の矢をはやみ軀の音に的の鳴りかはすなり顯昭法師云く(左京大夫顯輔の子近衛院御代)眞卷弓を用ふるには軀を懸く云云(夫木集には引きはずすと有り家集には引き鳴らすとあり)續字彙補に軀未詳見呂氏春秋

笏(コツ) 我が朝にてシヤクと名をかへたるは骨と云ふを忌みてなり字書に笏呼骨反音骨とありシヤクと云ふは尺の義なり釋氏要覽に曰く因唐顯慶年中勅差衛尉寺承李義表前融州黃水令王玄策往西域充使至毗

那黎城東北四里許維摩居士宅示疾之室遣地盤石爲之王策躬以手板縱橫量之得三十笏故號方丈○通鑑の註に笏周制也晉宋以來謂之手板○書言故事の註に手板長一尺蓋取此義也

散樂 江次第標註に曰く散樂猿樂也(私曰散は散木の散に同じ)

恩澤 (日本紀神代紀ミタマノフユト訓す)

皇靈之威(同紀景行紀ミタマノフユと訓す)○(神代紀上一書大國主神恩賴ミタマノフユ)天慶六年竟宴得大己貴大神矢田部宿禰公望久爾牟氣芝保古能佐記與利都多倍玖留

美太末農扶由蕃計補曾宇禮之義ミタマノフユは御賜之殖の畧語にて神靈の恩德の頼むべきを云ふなり後に義を轉じて御魂之冬として鎮魂祭の事とす奥義抄に云く曾丹(曾根好忠の字なり)歌に「いとまなみかひなき身さへいそがる、みたまの冬どうべもいひけり」歳暮に亡魂を祭り恩德を報ゆるなり故に御魂の冬と云ふなり所謂荷前の祭なり又詞花集に好忠「玉まつる年の終りに成りにけりけふにや又も逢はんとすらむ」又萬葉集十二月六日のうたに「阿我農斯能美多麻多麻比豆波流佐良婆奈良能美夜故爾伴佐宜多麻波禰」又拾遺集十二月晦日の歌に「なき人のくる夜と聞けぞ君もなし我がすむ里や玉なきの里」除夜亡魂來見報恩經

饅 をかチンと云ふ事京都五條の天神の社は少彦名命を祭る相殿に大己貴命御在ます少彦名命は神代に醫の道をなして病を癒し禁厭の術をなして災を拂ふ事を教へ給ひし神なり故に今も猶節分に朧を供ふる祭あり朧はヲケラと云ふ草の根なり藥種に用ふる白朧なり○或説に京にては春く事を搗くと云ふ饅はカチテ造る故カチンと云ふ(ンは語の餘りなり此説非なり)粉をねりて造るを糰と云ふ(カチンはカチモチヒの略なり此の説よし)矢入之矢制 忌部正通曰く軍陣箭入時敵射返其矢一則矢利矣以山鷄蜂鷲鷲羽所作箭用爲秘密也○山鷄は闘ひて不知死其性剛毅也蜂鷲は鷲鳥にて其の勇を賞すべし鷲は神武天皇の羽に瑞を見はす鷲は日本武尊白鳥に化し給ひし事あり右兩條日本紀に見えたり

神代の矛 上古は筑紫九國を總て日向國と云ふ元明天皇和銅六年日向國の四郡を割きて大隅國を置く贈於郡あり高千穂の峯は日向大隅の界に跨り此の峯西は稍卑くして火常に炎上す火常峰と號す東峯は高し鋒の峰と號す山上に靈矛を建つ是神代の古物なり此の峯天孫降臨の地なり天孫自ら從へ給ふ所の矛なり正利曰矛長八尺



許鋒横手を施し十文字の如し鐵か石か分り難し近世島津義久其の様に依りて新造して配立之云云右東西を併せ名つけて今は霧島と云ふ其の峰霧深き所なり日向國風土記曰杵郡知舖郷天孫降臨時雲霧冥晦不辨物色天孫乃稜稻穗散之四方忽開晴因是名曰千穗峰

馬に咬れたる藥 馬に咬れたる時は其の熱き事火にて焼くが如し甚だイキレ苦しむなり是を治するには枳のヌミより水を呑むべし忽ち熱去りて痛み軽くなるなりさてスベリ草をつきた、らかし煎じのむべし疵には栗子をかみくたきて付けてよし

甲の緒 其の外軍中着具の緒の結あまり組み留めおくなりカタワナに結びて緒の端の方をワナへ入れワナを一つねぢりて又端をワナへいれ又ワナをねぢり端を入る如斯すれば三つ打ちの如くなるそらほごけする事なし行藤の緒弓小手などの緒も同じ

鳴弦 日本紀雄略紀廿三年空彈弓弦於海濱上搜神記曰楚王遊於苑曰猿在焉王令善射者射之矢數發猿搏矢而笑乃命由基撫弓猿即抱木而號及六國時更羸謂魏王曰臣能爲虛發而下鳥魏王曰然則可乎至於此乎羸曰可有頃聞雁從東方來更羸虛發而鳥下焉○萬葉集云梓弓爪引夜音之遠音爾毛君御幸乎聞之好毛

靱負 日本清寧紀に靱負 蘆葦 日本紀顯宗紀天皇次起自整衣帶爲室壽曰(中略)取置蘆葦者此家長御心之林也云云○蓋枝釣之義屋根實垣也

胡床 倭名抄胡床此云和名阿久良今按編座之義なり梁庚肩吾胡床詩傳名乃外域入用信中原足歌形己正文斜體自平三才圖會搜神記曰胡床戎翟之器也風俗通曰漢靈帝好胡服景師作胡床此蓋其始也今之醉翁諸倚竹木間

爲之制各不同然皆胡床之遺意也○日本紀作胡床古事記作吳床猶胡桃一名吳桃也 鞍馬 カザリウマ日本紀欽明紀に見えたり推古紀作飾騎莊馬鞍馬二字出史田叔傳 稻荷神社 神名式山城紀伊郡稻荷神社風土記曰稱伊奈利者秦家中家忌寸等遠祖伊侶具秦公積稻梁有富裕乃

用餅爲的者化成白鳥飛翔居山峯遂爲社名諸神記曰稻荷秦氏之祖神也今按社司亦至今秦氏 赤旛緋旛 古事記に曰く丹盡着其緒載赤旛立宮内省式に曰く供奉雜物皆駄檜上堅小緋旛以標幟 勘當 湖帝涉筆に曰く通鑑唐高宗請更加勘當此言據律按罪與俗問所稱不同而字義有所從來 矢三十具 日本紀欽明紀に見えたり類聚三代格に以矢十隻爲一具延喜兵庫式以五十隻爲一具

鞍鞆 日本紀欽明紀(廿三年)鞆有異○社詩雪沒錦鞍鞆○說文鞆馬の鞍具○倭名抄に云く之太久良○拾遺集に云く右衛門督公任の實方朝臣みちの國へくたり侍るにしたくらつかはすとて「東路の木の下暗くなり行かば都

の月を戀ひざらめやは」(木の下くらへシタクラを入れたり)○延喜式有毛鞆鞆文鞆等(訓比幾波多言如蝦蟇皮膚一也)拾芥抄に曰く三位以上竹豹切付四位豹五位虎六位葦鹿○傍抄四位以上豹五位以下虎皮○元明紀に曰く靈龜元年禁文武百寮六位以下用虎豹熊皮金銀傍鞍具并橫刀帶端但朝會日用者許之婦女依父夫蔭服用亦聽之

金傍刀 日本紀欽明紀に見ゆ 領巾 日本紀欽明紀の歌に「柯羅俱爾能基能倍爾陀致底於譜磨故幡比例甫羅須母耶魔等陸武岐底○万葉集に云く大伴佐提比古郎子被朝命奉使蕃國一幟棹言歸稍赴蒼波一妾也松浦(佐用嬪面)嗟此別易一難彼會難即

登高山之嶺遙望離去之船悵然斷肝黯然銷魂途脫領巾一麾之傍者莫不流涕因號此山曰領巾麾之嶺



也乃作歌曰「得保都必等麻豆良佐用比米都麻胡非示比例布利之用利於返流夜麻能奈○肥前風土記松浦縣東三十里有帳搖岑帳搖此云比禮府離最頂有沼計可半町俗傳云昔者槍前天皇之世遣大伴紗手比古鎮任那國于時奉命經過此處於是篠原村有娘子名曰乙等比賣容貌端正爲國色紗手比古便娉成婚離別之日乙等比賣登此岑奉帳招因以爲名○續日本後紀嘉祥二年播磨國佐用郡佐用津姬神預官社○峯相記曰松浦佐與媛大伴佐提彦妻也佐提彦渡唐遂不歸而死佐與媛悲嘆之餘來死于此地故祭爲神○今按に松浦郡亦有佐用媛祠云遣唐使佐手彦丸記曰天平勝寶元年四月二日進發同二年九月十四日歸着紀伊國疑是別人○(日本紀領巾崇神紀十年武埴安彦之妻吾田媛密來之取倭香土裏領巾頭祈曰云云)

作大楯及靱 推古紀

繪于旗幟 推古紀○延喜式所載元日及即位時所建之仗旗殿前鳥像幢左日像幢次朱雀旗次青龍旗右月像幢次白虎旗次玄武旗左右近衛府陣龍像蠶幢一流鷹像隊幡二流小幡四十二流左右衛門府陣鷲像蠶一流鷹像隊幡二流小幡四十九流左右兵衛府陣虎像蠶幡一流熊像隊幡四流小幡九十六流○姓氏錄幡文造魏文帝之後雄略時歸化男龍善繪工天智御世賜姓倭畫師

司馬法の語 司馬法曰章夏以日月上明商以虎上威虎周以龍上文

掖玖貝 日本紀推古紀掖玖人釋日本紀私紀曰掖玖西海別島也美貝出今俗謂夜句貝○和名抄辨色立成云錦貝夜久斑貝本文未詳但俗說西海有夜貝島彼島所出也○枕草子に云く公卿殿上人かはるく盃とりてはてはやくがひと云ふものをのこだにうたてあるを御前に女ぞ出でてとる

弩 三代實錄有弩手弩二式續日本後紀卷四仁明天皇承和二年九月乙卯外從五位下島木史真機巧之思頗超群

匠欲備邊近兵自製新弩縱令四面可射廻轉易發又本朝文粹善相公意見に曰く縁邊諸國各置弩師者爲防寇賊之來犯也臣伏見本朝戎器強弩爲神其爲用也短於逐擊長於守禦古語相傳云此器神功皇后奇巧妙思別所制作也故大唐雖有弩名曾不如此器之勁利也(弩日本紀推古紀見二十六年也)

拋石 軍防令發弩拋石義解に謂拋者擲也作機械擲石擊敵者也拋石日本紀推古紀見二十六年

白膠木 倭名抄辨色立成曰白膠木沼天今按鐸訓奴利天又訓奴天蓋漆手之義謂其生膠而黏滑也今俗云奴流天乃木其實則五倍子也最勝王經曰爲圖諍戰陣之難者悉令除滅當取香藥白膠薩斫羅婆楞嚴經塗立道場之地諸香木中有白膠一釋私紀曰白膠靈木故修法之壇取此木乳塗用式說彌佛之心入此木是華山僧正引諸儀軌文所說也○軍器考に云く稱白膠木爲勝軍木凡百軍器用之皆有名四天星者蓋始于此也○又按未聞鹽麩子有白膠木名考本草楓香脂名白膠香金光明經謂其香爲須薩斫羅婆香軒轅本記曰黃帝殺蚩尤於黎山之丘擲其械于大荒之中化爲楓木之林述異記曰南中有楓子鬼木之老者爲人形亦呼爲靈楓至今越巫有得之者以彫刻鬼神可致靈異據此白膠之木爲楓不可疑而楓和名加豆羅有勝軍之義又名加倍天倭歌往々並稱奴流天可倍天以賞其丹葉亦相近耳

ヨロヒの訓 日本紀齊明紀銷旗二具源氏物語に置物の御厨子ニヨロヒ榮花物語に御手ばニヨロヒ具足するの謂なり

健兒 日本紀皇極紀健兒(元年八月の文也チカラヒト)○平家物語こんでいわらは○鷄肋編健兒之語見于晋殷灼傳梁陳伯之傳至唐尤多○杜詩淇上健兒歸英懶註に健兒軍士之總稱○字典天寶十四歲京師召募十萬號三天寶健兒○續日本紀聖武紀天平十年停諸國健兒○同紀廢帝天平寶字六年二月辛酉簡點伊勢近江美濃越



前等四國郡司子弟及百姓年四十以下練習弓馬者以爲健兒

一人當千 日本紀皇極紀一人當千○見北齊唐遜傳及涅槃經等又季陵答蘇武書一以當千

纈 和名抄纈讀由波太東宮切韻纈結帛爲文綵也今按式有二目纈二目纈蓋結構也源氏物語に括染といへるものなり今俗にいへるしほり染なり奥義抄に古歌「柏木のゆはた染てふ紫のあはんあはしは灰の心に」二儀實錄に曰く纈奏漢間有之○日本紀天智紀纈(ユハタ)

桃染布(アラジメ) 日本紀天智紀に見ゆ當訓阿良魯米江次第荒染萬葉集桃花褐延喜衛門式衛士桃染布衫彈正式縫殿式退紅赤同訓王建詩肉色退紅嬌註淺紅色

年忌月忌 持統天皇紀(日本紀)二年二月每取國忌日要須齋也○或曰天武國忌爲九月九日而今二月有此勅則取每月九日爲國忌歟世所謂月忌蓋出于此也今按或說謬矣指九月九日爲國忌日但因此日有勅以記之耳所謂年忌月忌固非古也唯一三年忌出于國俗見元亨釋書然未詳其始東見記曰櫻町中納言欲修少納言信西十二年忌其弟高野僧明遍不從佛者四十九日而止後世倣儒者祭法始有年忌之說相國寺僧瑞溪考一切經曰經中無年忌服記之事蓋假儒而用之也垂加翁曰君父師死日每月素食明文無之蓋國俗也新後拾遺集有三十三回忌續日本紀曰此日當太上天皇七七又曰設太上天皇百七三代實錄四十九日訓波天乃比一人藏一覽曰中有極多七七四十九日定結生五雜俎曰死每七日則備一祭謂之過七至四十九日而止或有延僧道作道場功德者指紳禮法之家不爾也死後朝夕上食至百日而止

手跡漢書郊祀志天子識其手師古註手謂所書手跡

瓦舍 聖武紀に見ゆ○瓦覆齊明紀元年十月丁酉朔己酉於小墾田造起宮闕擬將瓦覆云云聖武紀に曰く其板屋草舍中古遺制難營易破空彈民財請仰有司令五位已上及庶人堪營者構立瓦舍塗爲赤白云云神龜元年十一月甲子の紀にあり

石垣 齊明紀累石爲垣

幕 紺幕齊明紀に見ゆ

箭箒 延喜式柳箒あり日本紀天武紀箭竹二千連

大角小角 天武紀にあり鼓吹同上弩拋同上

暗號(アヒコトバ) 言金と天武紀に見ゆ是暗號なり

草名眞名事 吉部秘訓抄第三に報牒可加草名近代眞也又云吉書署事中少辨次第に云く内案加眞名正文加草名

諒闇の時女房裝束之事 吉部秘訓第三に御車被被出綾白衣一歟練貫白唐衣用白絹無引腰近代諒闇之時如此右府(兼雅公)被談云自身重服人無引腰於諒闇者可有之而安元諒闇以後如此歟云云相國禪門(忠雅公)命又以同前尤可然而當時中宮兩女院皆以如此仍且就時議且依傍例如此歟

稱唯 同書に云く伺御目稱唯(何ト被出之歟)又云く稱唯六度也猶何被出之稱唯は人の物いひかけたる時の返事の詞なりアと云ふなり貴人への返事なり

有穴帶を稱風切事(付通用有文無實事) 建久四十一二十五同記に云く午刻詣右府(兼雅公)其後心閑未闕之中之故也世上多盡心事其次被談云一夜行幸親宗卿(平中納言)先稱參政申無文玉帶基親卿(兵部卿)極螺鈿并有風切(有穴之帶稱風切云云)帶用物也可准有文云云此事傳聞之甚以奇異第一虛言也帶束帶石帶也風



切之帶有文玉帶准云虛字也云云

保元平治物語作者の事 旅宿問答に云く玄問ひて云くさて舞舞ひは何頃の者にて候哉夫答へて云く承傳に今の舞舞ひと申者世間を往來する聲聞士と申佛菩薩の因縁を唱へ人を勸むる輩の源平以後兩家取合を作つて是をとなへ人の心を慰むるはその舞舞ひなり或説には多武峯に源暲僧正とて有才有智の貴僧おはします此の僧正保元平治源義賢源義平一亂を作出し給ふ實は是聞事なり然るを勘解由小路鳥丸久兒若と云ふ因縁舞の上手あり此の久兒若は五條の橋邊雲若より拾子と云ふ説もあり又北野へ化生したる童と云ふ義も有之如何様權化の者なり朝夕佛菩薩の因縁を舞ひて寂慮を慰め雲上にして送日月彼の久兒若この曲を聞及び多武峯に登り源暲僧正に彼の草紙を申給はり種々の曲節を付け先大納言藤原經實卿に被申なり經實は主上の内祖父なり經實卿天奏す二條院(諱守仁)有御感任權太夫と申す是も二條院の御宇に樂の前と云ふ内裏の女房あり十二の依樂老得其名宿習難進猿來結契男一人生此子二面猿五體は人也最上利根にして聞一字覺十字受一度不聞二度就中物の學をする事を得たり仍久兒若禁中にして舞を申す時には其與理聞ては立ちて其の體を學ばる希代の不思議の者なれば所詮それくの面を懸けて可躍面を被り恒々朝廷に躍る蒙寂感されば父母の一字をかたどり其の名を猿樂と申すされば猿樂をば庭の者舞まひをば椽の者と申す是なり○右旅宿問答は武藏國波樂郡別府郷の住人彦右衛門と云ふ神職の太夫と上總國萩原行願寺天台宗の住僧心玄と云ふ僧の問答なり永正四年丁卯十二月八日に記したる書なり一書の全體佛道の事物の由來等みな佛説なり神道の事官位の事少々あり其の中に鎌倉の上杉右衛門入道丈懸禪秀の亂持氏滅亡の事實を長々と記したる所もあり  
本朝諸國圖牒 安元元年内裏炎上の時燒失す(旅宿問答にあり此の縣民部省にありしなり)

朗詠集註

匡房卿の作なり旅宿問答に引きたり

具足 具足と云ふはすべて道具と云ふ事なり鎧は武士戦場の第一の道具なれば鎧を具足と云ふ也軍の道具と云ふ心也道具の事を具足と云ひたる古例は義經記に三十三枚のくしを取り出し是はいかゞと申しければ(中略)からの鏡をとり出し是は山伏の道具かといへばちごをぐしたるたびなればひの具足を持つまじきいはればあらばこそ(直江の津にて笈さがされし條に見ゆ)平家物語遠矢の條に是は篋がよわく候矢束もみじかく候へば同じくは義成が具足にて仕候はんとあるは矢の事を具足と云ひたるものなり又庭訓往來(五月の反狀に)所被借用之具足於所持分者可進之也燈臺火鉢蠟燭盃雖不被載註文所進也とあり是は客來につきて幔幕々申其の外色々の諸道具を借り求め來りたる狀の返事なり色々の雜具を具足といひたるなり又源平盛衰記卷四十五女院御徒然の條に壇の浦にてえびすどもが取りたりける物の中にも御具足と覺しきをば尋ね出してまゐらせけり其の中に先帝の御手馴させ給ひける御具足どもありと見えたるも道具の事を具足と云ひたるなり此の外古書にあり  
漆器の平文 古書に漆ぬりの器に平文と云ふ事のあるは金泥にて蒔繪するに繪を高くおきあげにせずして平にかきたるを云ふなり

製刀日時

虞喜志林に云く古人鑄刀五月丙午取純大精以協其數(日本紀通證に引く)

殿の三位

殿三位中將師家盛衰記に見えたり太平記に殿の法師良忠あり或人云く關白の子を殿の中將殿の法印など、云ふなりと

眞桑瓜

本名甜瓜(カラウリ)眞桑は美濃國の地名なり其の地の瓜名産なり

作鞍短

乘間一尺一寸一分前後瓜間四寸六分ヌ程九分前馬ハサミ一尺七八分後馬ハサミ一尺二寸四



五分前爪六寸八分後爪八寸三四分後山形二寸三分程是より短きは悪し  
せじやう(源氏にみゆ) 軟障とかく高さ松などを書きて壁にそへて引くものなり源氏ものがたり玉莖に見ゆ○

雅亮裝束抄にも見ゆ(鎌滿云く猿樂の能の舞臺囃子方の後に當る所に松を書くなり是も軟障など引きしよりの遺風歟)

檢使知るべき事 切疵の見分様は死後の切腹は太刀疵内にまくれ入りてしかも骨肉はなれ肉乾くなり生  
時の切腹は疵外へちゝみ骨と肉とはなれす肉の内うるほひあり○焼死たるを見分くるは生きたる人の焼死した  
るは鼻の内ふすばり黒し死にたる人を焼きたるは鼻の内黒からず○首縊の見分は生きたる人の首く、りたるは  
繩のあと血よりアザあり死にたる人をくびり懸けたるは繩のあと血よらずアザなし○首の見分は生きたる人  
を切りたる首は切口外へはせてちゝむ死にたる人の首を切りたるは切口はせず前に記したる切腹人の疵と同理  
なり○鼻をソギたるを見分くるは軍中にて鼻をソグには下唇を付けてソグ法なり唇に髭あるは男の鼻なり髭な  
きは女の鼻なり又死にたる人の鼻をソギたるは切口外へはせず前に云ふに同じ○男は物を案するにアフムク女  
はウツムク陰陽自然なり

遁世者の何阿彌と名を付くる事 黒谷上人傳に云く大佛の上人俊乗坊の一の意樂ヲオコシ自ら南無  
阿彌陀佛と號せらる是より出家何アミダ佛(と名をつくるなり)

馬毛 清少納言枕草紙に馬はむらさきのたたらつきたるあし毛いみじくろきがあしかたのわたりなどにし  
ろき所うすこうばいの毛にてかみ尾などもいとしろきけにゆふかみともいひつべき云云○ゆふかみ右に見えたりゆふかみとは八雲御抄に云く馬の髪白き也又躬恒集に馬の毛をよみたる歌の中に(ゆふかみ)「戀すればやせ

こそすらめもの、ふのゆふかみしかくおもほゆる哉」

字 日本紀廿五孝徳紀(即位三年)大伴長徳(字は馬飼)連と見えたり本朝の人に字なしと云ふべからず(萬  
葉集に曰く有吉田連老一字曰石磨)

漆紗冠 日本紀卷廿九(天武紀の下十一年九月癸巳朔)丁卯男女始結髮仍着漆紗冠  
衣服有欄圭冠 天武紀下十三年閏四月見百寮之進止威儀教之

給送位記 同紀卷三十天智紀十一丁目  
柏手 同紀十二丁目

雙六禁斷 同紀十二丁目  
令一部廿卷 同紀十丁目大寶養老より以前の令也

母衣 母衣は前へかぶりて城中より射出す矢をふせぐ物なるべしと云ふ考予が(埃莖抄に云く武士臨戰場被  
纒防敵矢云云)著す所の保呂推考に記し置きたり爰に遠江國豊田郡萱場村の農民利右衛門といふ者あり其の  
先祖武士なり其の利右衛門が弟なる者森田庄七と云ふ者予が家僕にてありしが或時其の庄七が語りけるは臣が  
兄利右衛門が方に昔より傳はりし古き屏風ありしが大に破損して繪もはがれて切々になり小兒のもて遊となり  
し其の中に母衣をかけたる武者の繪あり是は大に破れざりしかば取りて納め置きしが年月を経たれば彌そこね  
強くなりし其の繪の體證の形今の證には似ずして楡杓の如くなるに足をふみ入れたりムナカヒもフサはなくし  
て形少し細長くして其の廻りはづれ雪の紋の如くキザミメあり母衣の色は白し其の母衣かけたる體うしろより  
前の方へ引きかぶりて武者の頭は見えず馬の頭の後邊にてかぶりて兩端は兩方へ垂れたり隅に扇形に青赤黒の



糸にて三重に刺したる針の目の如くなる彩色あり兩の隅に總もありし此の繪を見る人々母衣はうしろに丸くこ  
そあるなれ前へかぶりたるはいかなる事にかと不審しあへり予この談を聞きて其の楡杓の如くなる鍔は壺鍔な  
るべしムナカヒに付きたるものは杏葉なるべし母衣を前へかぶりたるは矢を防ぐ形なるべし其の繪は古代の物  
なる事疑なし其の繪をとりよせて見せよと庄七に命じければ飛脚をつかはし求めしに年月をふるまゝに強く破  
れ損じて少しくつゞきたる所なかりしかばおしもみて捨てたりと返翰に記して來れり嗚呼惜哉其の古書予が考  
に符合せしものを見ざるこそ深き憾なれ依之右のあらましばかりせめてもの事に記す

鎧最上形

鎧に近世最上形と云ふあり鐵胴なり打延に非ず段々にして銚にてとぢたるをいふなり

閏六月祓

閏六月の時は水無月の祓をば閏六月の晦日にするなり家持家集に見えたり讀人不知「たなばた  
の天の川原は七もどり後の晦日にみそぎをぞする」

五部書

倭姫命世記に云く屏佛法息奉再拜神祇禮云云倭姫命は垂仁天皇の皇女なり垂仁の御宇佛法い  
まだ日本に渡らざれば佛法と云ふことは曾て知り給ふまじきなり然るに屏佛法息とあるは偽書なる事明らかな  
りといふ説あり又其頃いまだ文字渡り來らず倭姫命文字と云ふ事は知り給ふべからず文字なき時代に世記をば  
何ぞ書き給はんやと云ふ説もあり然れども彼の書は倭姫命の自ら記し給ふに非ず五月磨と云ふ人後に書きし物  
なりとぞ〇凡そ伊勢の五部の書は後人の偽作なり其の證は佛家の語交りたり

インデンの革

インデンの革といふはインディアの訛りなり應帝亞と書くなり采覽異言に曰く應帝亞古の  
西印度也北は與莫臥兒接壤其餘三面皆際大海蓋又大國西洋諸番之會也と云云印度は天竺國なりインディア  
は西天竺なり其の國より渡る革なる故インディアの革と云ふなりインデんと云ふは誤りなり

ポタン 股引キヤハンなどに付くるポタンは阿蘭陀人の裝束より出でたる物なり采覽異言フランド(又フラ  
ンデヤ) 鴨蘭陀(又作和蘭別名紅夷) 和蘭本北海小島名(中畧) 其人皆長大色 哲赤髮蓬首藍睛點白男子頭  
戴篋笠衣物多用毛布花布 箭袖窄衫僅容支體 其長至膝兩襟雙臂鈞以鍍金衣紐爲飾(衣紐云コノブ) 波  
爾杜瓦爾呼爲フタン 此云ポタン 即其轉訛爾) 和蘭國にてはコノブと云ふホルトガル國にてはブタント云ふ  
それを云ひたがへて日本にてポタンと云ふなり

雨衣

雨衣は上古は貴賤ともに蓑を着たり近世に至りてカッパと云ふ物を着すカッパと云ふもの、本は今世  
坊主カッパと云ふもの其の始なり袖なきものなりそれに袖を付けたる物出來し故本のカッパをば坊主カッパと  
云ひ習らはせり合羽と書くはあて字なりカッパもフランド人の衣服より出でたり采覽異言鴨蘭陀の籍に云く又  
披皂纒如靶爲莊服猶浮屠著僧伽黎(笠云フットト上衣云マントル) 波爾瓦爾呼爲カッパ 此間雨衣蓋  
倣其制也) と云云和蘭人の上衣にするもの此方の坊主カッパの如くなり和蘭詞にてはマントルと云ひホルト  
ガルの詞にてはカッパと云ふなり其のカッパと云ふものを似せ作りて此方にて雨衣に用ふ是をカッパと名付け  
たるなり

消毒の藥のウニコウル

消毒の藥に用ふるウニコウルと云ふ物本名はウニコルなりウニコウルと云ふ  
は訛りなりグルウンデアと云ふ國にある獸の角なり采覽異言に曰くクルウンチャ臥兒狼德(又作臥蘭的亞)  
地最荒潤南阻歐羅巴北海北接亞墨利加北界東西不知其所極也(中畧) 又有海獸形如馬而有二角往  
々拾得其角大至七八斤入藥神驗勝於犀角名曰ウニコル一方語ウンは一也コルは角也と云ふなり眞のウ  
ニコルは色少し黄みあり打ち破りたる形堅に竹を割りたる筋見ゆるなり色白くして割め竹を割りたるキメの如



くならざるは白犀角なりウンコルに非ず

ミイラ ミイラと云ふ薬はアラビヤと云ふ國より出づるなり采覽異言に曰くアラビヤ亞蠟皮亞(又作扼落野)其地廣漠北接亞利士刺馬入多加臘馬溺亞等國其餘三方皆際大海此地出三種藥物(地名アラビヤデサル)云是地氣極熱喝死人肉焦爛而化諸疾皆驗質之和蘭人曰疑是人肉藥物煉和所成耳蓋元人陶九成說(輟耕錄出)天方國所出木乃伊番人所呼名相似(ラテン呼爲ニムミヤ和蘭呼爲モミイ)果然則所謂天方國在海西之盡者亞蠟皮地即是也

馬 日本の馬と巴爾齋亞と云ふ國の馬は萬國に勝れたりといふなり采覽異言に(巴爾齋亞の篇)曰く和蘭人說天下産良馬唯有三上國與巴爾齋亞已他邦所出眞是絳材皆不足觀焉美竊嘆曰昔田饒事魯而不見察告其君曰臣將去君黃鶴舉一鷄有五德烹而食之以其從來近也鶴無此五德而君猶貴之以其從來遠也吾安知我産爲天下良馬也耶慶長元和間暹羅占城諸國歲貢馬和蘭之說蓋不誣矣

サントメ島 布帛にサントメ島チャウ島と云ふものありサントメイと云ふ國チャウルと云ふ國より渡る物なりサントメイと云ふ國は應帝亞と云ふ國の東にありチャウルと云ふ國は應帝亞の西にあり皆天竺國の内なり采覽異言に(應帝亞の篇)曰く美按西國此國東有サントメイ西チャウルあり皆屬部也洋船所載來有各色間道綴布係兩地名者其所産也圖說チャウル作刹兀兒<sup>チヤウルニ</sup>サントメイ名闕云云○貞丈按に布帛に筋を織りたるを古代ハスジと云ひしなり近代は是をシマと云ふ島の字にて外國より渡り來る者サントメチャウの類みな筋を織りたる物なり依之ハスジを島と云ふなり島といふは日本の地外の國をさす詞なり

本科眼科外科 俗に内病を療するを本科といひ目を療するを眼科といひ瘡瘍を療するを外科といふ此の

字義分明ならず但し科の字別にあるべきか

安齋隨筆卷之三十一終



安齋隨筆卷之三十二

進薪 日本紀天武紀下十二丁に見ゆ

たばこ たばこは其本はあろわかすと云ふ國の中せんとへんせんと云ふ島より出でたり采覽異言に(白石先生)曰くあろわかすの地在伯西兒西北瀉里伯那(番名カリハナ)之西大水自南流入北海即亞勒利西那河是也(番名アロラス)海上諸島(島凡十八總て名けてまりからんたといふ)其の中一島始出烟草之所也(島の名はせんとへんせんと)

穢多 貞丈按に獸の皮はぎ肉を賣る者をもた云ふ後に文字を付けて穢多と云ふはあて字なり本名はるどりなり屠兒の二字をるどりとよむなり和名抄卷二に云く屠兒揚氏漢語鈔云屠(居徒反)訓(補布流)屠兒(和名惠止利)屠牛馬肉取鷹鷄餌之義也殺生及屠牛馬肉取賣者と見えたりしかればるどりと云ふは牛馬の肉を取りて鷹の餌にする事をつとむる者にて鷹の餌をとるゆるるどりと名付くるなりるどりを下略してエトと云ひエトを轉じてるたとなりたるなりトとタと五音相通なりと云ふに付きて後世は其の詞に隨ひて穢多の字を付けたるなり本字は屠兒なり

昆明池の障子 荒海障子は清涼殿の弘廂の北にあり昆明池の障子は清涼殿の内二間と上の御局との間にあり賢聖の障子は紫宸殿の内北の障子なり

ヒヒナアソヒ 日本紀卷五崇神天皇紀中の童謡に比賣那素麻殊賣と云ふ詞あり釋日本紀に是を釋して爲兒女之遊今按比比那遊也と云へりひめなそびはひめのあそびの畧也のあの切音也比比那あそびはひめのみそ

びなりひ、はひめの轉語なりひめとひみと通音又轉じてひ、となる偶人をひ、など云ふはひ、なあそびに用ふる物の第一の具なればなり(ひ、なあそび紫式部日記にあり)

たつか弓と云ふ事 和歌によめるあり手束弓といふ事なり手束とは手ににぎる事なり只手に取る弓といふ事なり外にむづかしき義なしむづかしき義を云ふ説は造り事なりたつか杖と云ふ事萬葉集第五に見えたり是もたつ手にとる杖といふ事なり多都可豆惠とあり

鵜飼 西海巖上の窪中に往々鵜飼あり海上の人探り得て珍味とす是は海鳥小魚を捉りて石窪の中に貯へ潮汐に漫漬し自然に熟せる物なり丹後へ行きし人咋ひたりとて狀に鵜の字を書きおこせたるが讀めすと云ふ人ありし説文に鵜は似山鶴小とありて魚をとるさたはなし關雉の疏の郭璞曰雉鳩は雁の類なり今江東呼びて爲鵜好みて食魚とあれば鵜の字がよし

舜天王 琉球の先祖舜天は鎮西八郎爲朝の子なるよし東涯白石など明かに記せられたり中山傳信録は清の徐信光琉球の冊封使として彼の國に行き淹留して委しく記せる書なり康熙五十九年に著す即ち日本の享保五年庚子なり舜天の事を記して云く舜天日本人皇の後裔大理按司朝公の男子なり淳熙七年庚子二月十五屢有奇徵長爲浦添按司人美其政斷獄不違時琉球政衰逆臣利勇執權鳩其君而自立舜天討之誅利勇諸司推奉即位年廿二實宋淳熙十四年丁未也在位五十一年壽七十二嘉熙元年丁酉西瀛按此丁酉日本文治三年也嘉應二年庚寅爲朝追討距十八年なり然らば舜天王は伊豆の大島にて出生の人なり

重金丸 重金丸の太刀は琉球の寶物なり右同書に又曰く今歸仁府管下の親治村に有獲劍溪昔山北王戰敗以寶劍自頸不能斷擲于志慶真川百年之後溪至水漲溪光挾天伊平屋人得之獻王今王府第一寶劍也劍



名重金丸」按日本の中古丸を以て劍に名くる事、毘切丸、膝丸、小鳥丸、友切丸などいふ、往古に此の名なし、後世にも聞く事なし、此の重金丸も爲朝の所傳の劍なるべし

步障 蒙求に王愷作紫絲布步障四十里、石崇作錦步障五十里、以敵之」(里を大の字の誤とする説は非)通鑑綱目集覽に曰く、步障は今の墨<sup>ク</sup>墨是也、以小竹<sup>ク</sup>交へ結爲<sup>ク</sup>之衣、以<sup>ク</sup>布或帛<sup>ク</sup>可<sup>ク</sup>舒<sup>ク</sup>可<sup>ク</sup>卷<sup>ク</sup>(五十里は日本の五里也)右同書に見えたり

三所籐弓 淡海卷廿六曰、寛文十一年辛亥年十一月の比小笠原丹齋へ式正之御弓箭品々被仰付出来によつて、今月差上る於御座之間備上覽

- 御弓二十張
- 一 青漆御弓二帳對
  - 一 赤漆御弓同斷
  - 一 黒漆御弓同斷
  - 一 村重籐御弓同斷
  - 一 卦朱御弓同斷
  - 一 黄漆御弓同斷
  - 一 白漆御弓同斷
  - 一 三所籐御弓同斷
  - 一 爾禽御弓同斷
  - 一 紫漆御弓同斷
- 以上右何茂袋入
- 御鑷矢十二筋
- 一 愛敬之御鑷矢一手
  - 一 染羽之御鑷矢同斷
  - 一 三角御鑷矢同斷
  - 一 楊柳之御鑷矢同斷

一 荒目之御鑷矢同斷 (以 上)

貞丈曰く右の御弓三所籐弓村重籐黒漆弓は古書にも其の名見えたり、青漆以下五色爾禽卦朱紫漆等の弓は古書に曾て見ざる弓なり、且小笠原家の古傳の書にも曾て見え、且つ品々の鑷矢も古書に見えず、小笠原の古傳の書にも見え、皆丹齋が妄作なるべし、式正の御弓矢と云ふ事信用すべからず、右の鑷矢の品々も古書に見えず、荒目にて神頭を作る事は高忠聞書に見えたり

帳臺塗籠眠藏 此の三つは一つ座敷の名也、帳臺は主人の常の居間也、客殿(客殿とは對面所の事なり)の方へ出づる口に帳を垂る故帳臺と云ふ也(帳とは幕又のうれんの如し、佛神の前のみとてうの如し)外の座敷よりも一尺ばかり高く作る故臺の字を付くるなり、此所に色々の手道具を納めおくなり、下々にて寐間と云ふに同じ、此所に主人寐るゆる眠藏とも云ふ宿る所なる故用心の爲に口を多くあけず對面所へ出づる所の口と勝手へ行く口と二方ばかりあけて、其外は壁にてぬりふさぐゆる塗籠とも云ふ也

上下一引の事 花押の事 乘燭談に(伊藤元藏長胤作)云くかき判を花押と云ふ日本にて判と云ふはあやまりなり、判と云ふは奉行役人などの下へ出す裁判がきなり、すみ状など、も云ふ判断の義也、文の一體にて判語と云あり、その判に花押したるを五花判と云ふ故事あり、そのやうなる事より轉じてあやまるにや、今時の花押に上下に一文字する事明の大祖より初まると先人(伊藤仁齋なり、元藏が父なり)常に物語あれども何に出づると云ふことを語りおかす、近比群談探餘を見れば第二卷に其の事を云ふ、國朝押字の制上下多用一書蓋取<sup>ク</sup>地平天成之意<sup>ク</sup>と云ふ事あり、外にも本書あるべし(昆陽漫錄花押の上下一引する事明大祖より始まると見えたるかと覺ゆ進みて可尋判と云ふこと今昔物語にあり)



案内の事 同書に云く案とは公義にて文書のひかへなり今の口宣案と云ふ是なり又格の内に檢案内と云ふこと多しひかへの内を吟味すること、見えたり今事のしたじをしるを案内をしようと云ふ又下がきを案文案紙など云ふ檢案内より訛轉せるなるべしこれを合せて案款と云ふは何事にもせんぎする事也○貞丈按ずるに案の字は洪武正韻彙篇に考驗也と注ありかながふるとよむなり公儀のかきとめひかへは後日に事を考ふべきためにかき留めおくものなるゆる案と云ふなり此の案は新らしき事の出來たる時の道引となる者也依之世俗の詞に人に道引をたのむことを案内を請ふと云ふなり人の手引をする者を案内者と云ふも其の意也人の方へ事を告げ知らするをも案内すると云ふ是も人を道引く心なり人の家へ行きて外にて物まう(物まふさうと云ふ事なり)と云ふことを案内を請ふと云ふ也是も其の内より家人出で、家の内へ道引入る、ゆる案内を請ふとは云ふなり皆彼の公儀のかき留のことより義を轉じて云ひならはしたる詞なり

鳥呼 尾籠の二字の訓ヲコと讀む也字彙に云く鳥見異則噪故以鳥呼歎所異也尾籠鳥呼の音と同じ人にホコリガマシキことををこの者と云ふはこりがましきことを、こがましきと云ふ也無禮のことを尾籠と云ふは心得違也然れどもほこる者は禮義をも知らぬものなる故其の意通する歎されども尾籠の本義にはあらずをこと云ふ詞を字の音を假りては嗚呼とかき字の訓をかりては尾籠と書く也日本紀には袁古とあり皆字の音をかり書きたる也老學菴筆記に曰く蜀人見人物之可誇者則曰嗚呼

をかし は可咲とも可笑とも書くワラフベシとよむ心に悦ぶ時は笑ふもの也古き書には物をほめる詞にをかしげなると云ふ詞あり物をほめる心には悦ぶゆる笑を生ずるゆるをかしげなると云ひ又をかしきとも云ふなり今世見ぐるしき物を見てをかしげなると云ふはそしりわらふ詞なりほめて笑を含むとは意異なり物をそしるは

我が身をはこる故思はず我が身をよろこぶ心より笑を含むなり

烟草の事(タバコ采覽異言にあり)

乘燭譚に云く(前に同じ)タバコは南蠻の産なり百年前に日本に来るそ

のかみは本草の葇若なりといへり此は誤り也其の後沈穆が本草洞詮と云ふもの新に渡るその九卷目に烟草を出す曰く烟草名相思草言人念之則時々思想不能離也とその説甚詳也これより世間の人タバコは烟草たることをしる四五十年先に朝鮮人之撰する芝峯類説と云ふものありその十九卷目に曰はく淡婆姑草名亦南蠻草近歲始出倭國云々或傳南蠻國有女淡婆姑云者患瘵疾積年服此草得瘳故名とこの書は朝鮮にて何人の撰と云ふことをしらす相國寺の白長老の從子に松村昌菴と云ふ老人あり先人の舊き門人也タバコの一段を寫して傳ふ全部は何ほどあることをしらす對州より携へ來たるなるべし予弱年の時に寫しおけりこれより淡婆姑の名世に弘まり皆市店をみれば招牌にこの字を書きおけり近年清人陳溟子花鏡一套東來す金絲烟擔不歸等の名さまくのせたり擔不歸もタバコの唐音と見えたり又行厨集をみれば蕪の字を書けり是も日本にてまきの木を楨と書きムロの木を楨とかくと同じきことにて烟の音を假りて草冠に従ひ蕪の字を用ひたりとみえたりこの外近年の本草は種々詳にのせおけり又嘗て記す唐詩紀の内李白が詩に相思如烟草歷亂無冬春と云へり相思草と名くるはこれより出づるにや偶然に符合せるにや李白が詩は本より烟と草とのことなり○烟草の事落穂集に云く(大道寺友山翁之記なり越前家士なり)我等若年の比或老人の物語仕にはたばこと申す物は古來は無之候所に天正年中切支丹宗門と申す事世に廣まり候時節よりたばこも初まり候ふとなり然れば元來は南蠻國の土産の草などにも有之候哉以前の義はさせるなどはり候細工人も稀に候ゆる直段等も六ヶ敷末々のものは求め申す義も成衆候に付竹の筒のあと先にふしをこめ夫に穴をあけ先の方を火皿に用ひて烟草をつけ吸ひ申候となり



其の元は西國筋よりはやり出で中國五畿内にて我人もてはやし候へ共關東筋に於て烟草吸ひ候ふと有る義をば誰も不存候所にいつぞの程に段々とはやり出でさせざるを仕細工人なども多く成候を以て竹の筒させざるなど申す物もすたり候よし件の老人物語仕りたる事に候然ればたばこのはやり初と申すは久敷事の様には不被存候なり○又云くたばこ御禁制の儀は台徳院様時代の義に有之候たばこを作り申す間敷旨諸國へ被仰出候を以て向後御城内にて諸人たばこを吸ひ候義堅く御法度被仰出候由○會津年譜に云く第百八代後陽成院文祿四年己亥此年金一分判始焉菴若始用焉(菴若はたばこにあらず昔は此の字を用ふ誤なり)たばこは慶長年中に始めて南蠻より種を傳へて長崎櫻の馬場に植う其の後山城國花山に刻賣これを花山たばこと云ひ又吉野丹波へうう○采覽異言にたばこの事あり既に上文にみえたり○南留別志に云く五百年以來茶あり百年以來煙草あり世はやうやくに事多くなりぬ佛老も古へはなきなり

○食鏡に云くたばこの事あり紫峯類説及本草洞注の文を引くつきて見るべし

條々 ○珍書考の説末にあり

○だばこ吸ふ事被禁斷乎然上は賣買者迄も見付輩は雙方家財を可被下なり若又於路次見付るに付てはたばこ并賣主を所に押へ置可言上則付たる馬荷物已下改出するものに可被下候事に付於何地もたばこ作るべからざる事右の趣御領内急度可被觸候此旨被仰出候者也仍執達如件

慶長十七年八月六日

○俗説并に烟具の字あり○名彙別に注す

八的 東鑑(建久元年八月十六日の條に有り)三尺手挾八的と云ふ事あり貞丈按に三尺は三三九也三尺をさ

んざくとよむべし古き詞には尺をさくと云ふ古書には文字に拘らず詞に合せて文字を假り用ふる事多し又東鑑に三三九と書きたる所もあり○手挾とは挾物なり手とは申の事を云ふ是は草木の花葉匏貝香扇などを挾み立て、射る事なり○八的は三的と云ふはやぶさめの事也高忠聞書に見えれば此の説によれば的入つかけて射る事なるべし○三尺と手挾と八的を三流の作物と記したり河村三郎義秀がやぶさめを射させんとて右の三流の作物を射させて試みられし由見えたり三流の作物は皆騎射なるべし安貞二年十月廿二日由比浦にてやぶさめ射させられし條に三的の後三三九四六三以下作物等各射之と見えたり(騎射と見ゆ)

○庭訓往來に三三九手挾とあるを三三九の手挾との、字を入れてよむは誤なり東鑑に三尺(三三九なり)手挾八的是を三流の作物と記したり三三九と手挾とは別々なりの、字入るべからず

助語辭の事 和讀要領に云く丸文章には必ず助語辭あり之乎者也焉哉の如き其の類甚だ多し古人は助辭を用ふるに活法あり一定せず且今の七字を以て言ふに○之の字は之を讀みのことよむ事常也毛詩に亦孔也將

亦孔之喜亦孔休といへる此之の字意義なし衍文の如し如何に讀むべきにや楚辭に余既滋蘭之九畹今又樹三三蕙之百畝とある此等之の字は於の字の意也高唐賦に巨石瀾々之澗澗兮洪波淫々之溶溶とあり此等之の字は以の字の意也雲興聲之霈々たり神女賦拂墀之珊珊たりとある此等之の字は只助語の詞にて少しも意義なし今の字の如し詞賦の中に此の類多しかやうの所に至りては常の如くこれと讀まれることもよまれず○乎の字は多くは疑ふ詞に用ひてやとよみかよむ又歎する詞にてかなとよむ事常なり又句中に在りて於の字の如くなる所あり然るを莊子に有乎生有乎死有乎出有乎入といへる句は中に在りて何の意義もなし又燕王喜謝樂問一書に寡人雖不肖乎有如殷紂之亂也君雖不得意乎未如商容箕子之累也といへるは句末に在りて



何の意義もなし此等の乎の字をば如何讀まんや○者の字はものとよみはとよむこと常なり古者今者といふが如きは者の字皆助字にて意義なし古は今はといふ意にあらず此の類猶多し○也の字はなりと讀むこと常なり檀弓に爲<sub>二</sub>仍也妻者是不爲<sub>二</sub>白也母不爲<sub>二</sub>仍也妻者是不爲<sub>二</sub>白也母とある此也の字は之字の如し然れども人名の下に也の字を付くる事は古文に其の例多ければこの類は猶怪むに足らずといふべし毛詩に俾<sub>二</sub>也可忘といひ匪<sub>二</sub>直也人<sub>一</sub>秉<sub>二</sub>心塞淵といへる此等の也の字いかが讀まんや莊子に胡蝶<sub>一</sub>也化兩爲<sub>二</sub>蟲とある此也の字は何の字義ぞや只衍文とみゆ然れども是衍文にあらず古書に此の類多し○矣の字古來和訓なし只句末に在りて語の絶ゆる所にこれをおく事常なり然るを論語巧言令色鮮矣仁といへるは矣の字句中に在りて語の絶ゆる詞にあらず○焉の字は或はこれとよみ或はこ、とよむ事多し又或は句の中に在り或は末に在りて矣の字也の字の如く何の意義もなく用ひたる所より禮記に故先生焉爲<sub>二</sub>之立<sub>一</sub>中制<sub>二</sub>節とあり莊子に有<sub>二</sub>數存焉於其間とあるは衍字の如し楚辭に馳<sub>二</sub>椒丘且焉止息乃遂焉而逢<sub>二</sub>殃とある此等の焉の字皆常例に非ず○哉の字は歎する詞にてかなとよみ疑の詞にをやとよむ事常なり然るを莊子に世難<sub>二</sub>貴<sub>一</sub>之哉といひ國語に余雖<sub>二</sub>覩<sub>一</sub>然而人面<sub>二</sub>哉と云ひ楊子雲が解嘲に雖<sub>二</sub>其人之膽智<sub>一</sub>哉といへる此等の哉の字は歎する詞にあらず疑詞にあらず只是助字也倭語に如何よむべきや古人の文に拘らざる事如此○又云く讀法而の字則の字は皆上を承けて下へ送る詞なり故に而の字あれば上の句を云々してとよむ是通常の事なり或は而の字上にててといひがたき所あり拘泥すべからず古文に至りては殊に尤拘り難し而の字を用ふべき所に則の字をおくべき所に而の字を置く類の事多し何ぞ常の字義に拘るべけんや○然の字と而の字は其の義相通ず而の字に然の字の如くなる所あり然の字に而の字の如くなる所あり此兩字しかうしてと讀む所ありしかれどもとよむ所あり是又一定せず○而の字と以の字と對して用ふ

る事あり楚詞に是多し二字異義なし以て而に換ふるに而を以て作るも其の義皆通す○而の字を之の字の意に用ふる事あり左傳に有<sub>二</sub>威而可<sub>一</sub>畏謂<sub>二</sub>之威<sub>一</sub>有<sub>二</sub>儀而可<sub>一</sub>象謂<sub>二</sub>之儀<sub>一</sub>とあるを威ありて畏るべきこれを威といひ儀ありて象るべきこれを儀といふとよめども此の二つの而の字は之の字の意なり威の畏るべき者あるを威といひ儀の象るべき者あるを儀といふと云ふ意也古書の中此の例多し知らずんばあるべからず

**春日祭** 春日祭に振<sub>二</sub>鉞細男<sub>一</sub>と云ふ事あり振舞三節とて東西の假屋より出でて舞樂此の間に相叶へ舞ふ近年正徳二壬辰年<sub>一</sub>中央宮樂數手有之○細男六人神樂舞奏之(立烏帽子白張つきむしろ敷)二人座して笛を吹き二人覆面を垂れ腰に鼓を付け片手にて打ちながら立ち出でてあさまに退き座す又二人覆面をたれ右の袖を掩ひて立ち替り立ち出で跡さまに退く二三反如此右春日御祭禮圖に見えたり

**菅丞相の事** 本朝俗談正誤に云く菅丞相流罪は延喜元年也同三年に薨せられぬ雷清涼殿に落ちしは延長八年其の間二十八年也忠臣何ぞ君を恨まん是一つ何ぞ二十八年を待たん是二つ時平に徒黨して咒咀せし僧と源の光藤原定國なり讒臣并に時平をこそ最前に死にたれば其の子共をつかみ殺すべきに思もよらず平の希世在原の遠膽焼き殺さる是三つ其の後朱雀の承平に東大延曆雷火す是亦菅丞相の靈也と云ふ皆偽也奇妙を云はんとて賢人を悪しくしなす淺ましき事なり

**右京進打の鞍** 右京進打と云ふ鞍の事諸家深祕録に云く淺倉右京進と申す人は元來相州小田原北條家の家來なりしが數度の軍功故に小田原沒後御當家へ被召出二千石ほど下し置かれ後に水戸殿へ附けらる(中畧)元來右京進は無類の細工人にて鞍打の上手也世に右京進打と申す作の鞍同前に用申候其後嫡子勘解由紀伊國にて細工人に鞍の曲尺を教へ打せ申候平尾東城と申鞍打の兩人紀州に上手有りける是は勘解由の曲尺を習ひ申候由



承及申候○淺倉或は朝倉と書く(一書の内に兩様書きて有之)

伊達風流の事 同書に云く寛永三年台徳院様御上洛の時伊達政宗の僕従等は、しき衣類を着しければ諸國の人民に替りし故その頃風流の人を見ては伊達者と云ひならはしたりとなり(其時の政宗が行粧美麗を盡し眞紅の糸を以て馬轡を作れりと是にて其の外を押して知るべし)

慶安ご云ふ事 武州江戸木挽町に大和慶安と云ふ醫師有りけるが又同町に伊達三郎兵衛長谷川助右衛門と云ふ浪人彼の慶安と參會し入魂の上にて世間の人々の出入或は訴訟公事沙汰男女婚姻の媒約等右三人にて肝入す然る所に酒井與九郎御息長門守忠興と稱し一萬石を領し淺草鳥越の屋敷に住す或時彼の慶安長門守の息女を或方へ縁邊取組長門守より金五六千兩息女持參の筈に相定め彼の三人の者共相談にて貳千兩計も分け取る巧を仕たる所に此の事世上に廣く聞え長州の耳に入り終に公儀さたになり寛文五年己巳八月廿四日右の縁談雙方御追放ありかの三人の奴も御追放に成りぬ其の頃よりして謀計をなす人を慶安者といひけり(右同書に見えたり)ぬかみそ 五斗味噌方米のぬか五斗大豆一斗米の糍三升鹽五升右つき合せ三十日過ぎて用ふべし一名ぬかみそとも云ふ軍中に多くしこみ置くべし

ためし鎧 可笑記に云く(作者不知)昔某のためしの鎧をおごし候はんとて注文を仕り親にみせ候へば親の申され候はためしの鎧は重きものにて汝がやうなる小男の用には立ちがたし侍の諸道具は其の身々に相應して取りまはしの自由なるがよし汝が母方の祖父東禪寺右馬頭常に被申しは運は天にあり鎧は胸にありとて幾度の合戦にもあかね細の羽織打ちきて人の先をかけしんがりせられけれども一代かすり手をおはす  
堀和氏 室町殿時代此の氏の人あり今は神原家にありと云ふ

男子染齒 男子齒を染むる事鳥羽院に起るよし惠命院僧正記(海人藻芥の事なり)にあり(俗説録作者不知と云ふ書の抜書にもあり)

名甲の事 武隱叢話卷八に云く細川三齋に奉公せし老人の浪人京に在りしが其の物語に攝州一ノ谷二ノ谷と並びて時つ一ノ谷の時を鐵蓋が峯と云ふ○美濃菩提城主竹中半兵衛重治が冑は一ノ谷と云ひ明智左馬助秀俊が冑は二ノ谷と云ふ但一ノ谷の冑に押し並びたる名物也と云ふ事に依りて二ノ谷と云ひ柴田伊賀守勝豊が冑は鐵蓋が峯と云ふ是は一ノ谷より手上也と云ふ事也總じて名物の冑は浦井若狹守が水牛黒田長政の大水牛日根野織部が唐冠原隠岐守が十王頭福島正則の四段鹿角本多中書右衛門の忠信が冑(佐藤忠信の冑也秀吉より玉はる)蒲生氏郷の鯉尾伏木久内がワリ蛤三齋の山鳥竹中半兵衛が一ノ谷明智左馬助が二ノ谷柴田伊賀守が鐵蓋が峯矢田作十郎が鯉冑武田信玄の諏訪法性秀吉公の八日月台徳院殿の御召角頭巾御冑是は隠なき名物也加藤清正の長鳥帽子藤堂新七が帽子なども世に名高き冑なり(○本書に甲の字を用ふるは非なり今冑の字に改む)  
甲の立物 同書同卷に云く津田長門守入道道慶の物語に云ふ日根野織部が唐冠の甲の立物鐘釧耳二尺五寸脇立也但し右の耳の立物は半分より折れかゝりたる様にする也太刀打に構ふ故なり



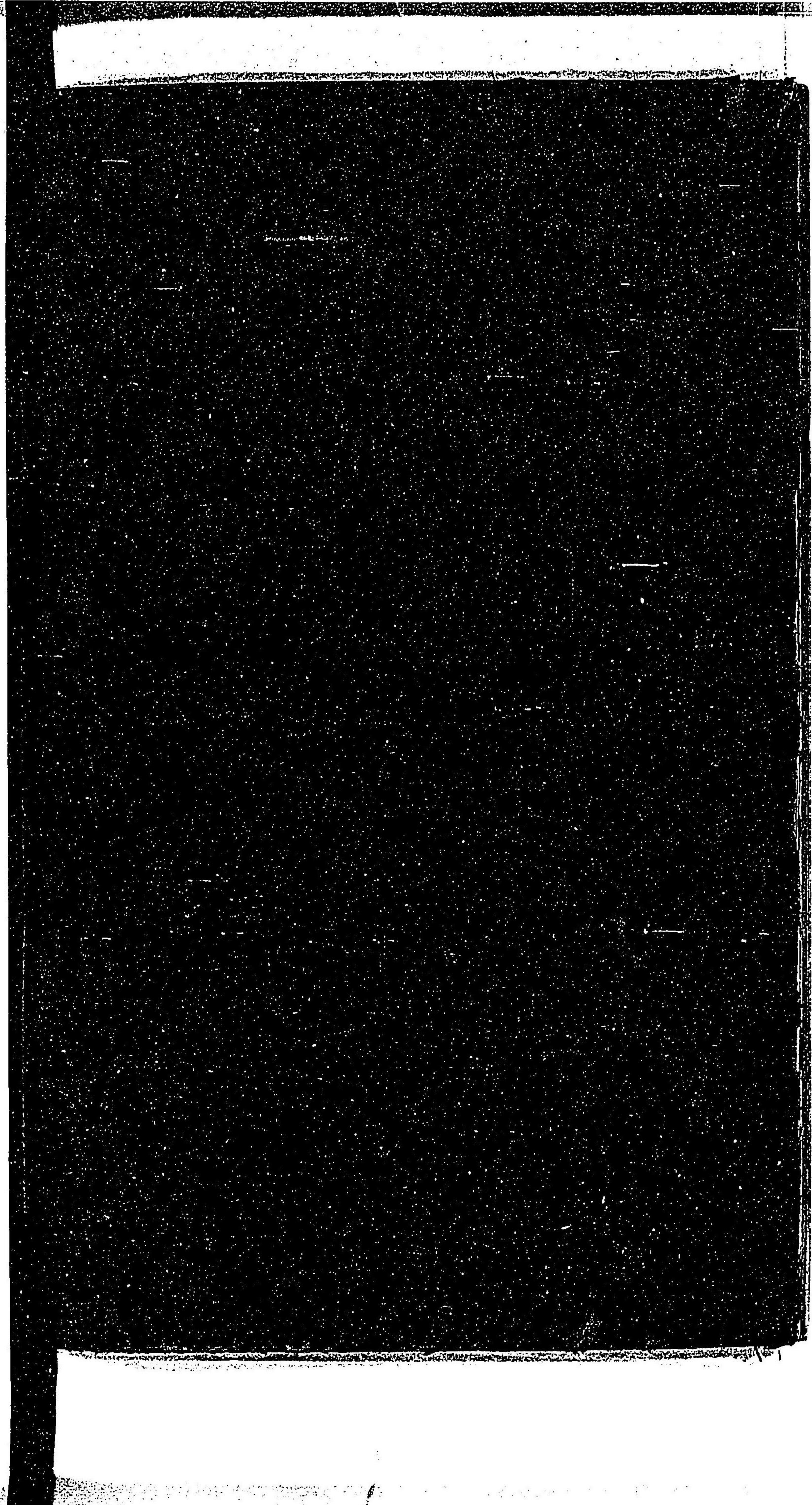
安齋隨筆卷之三十二 大尾

192  
55

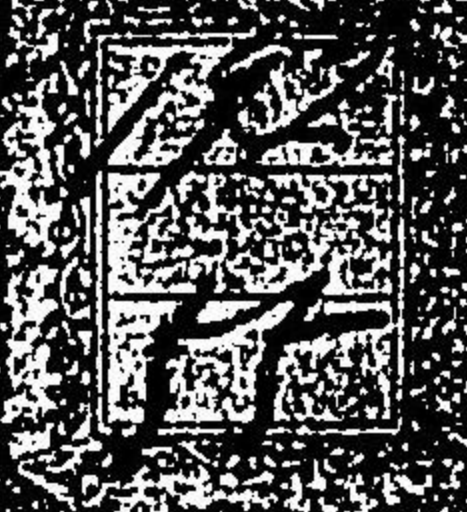


172  
55









故實  
書  
安  
齊  
隨  
筆

自  
三  
十  
九